

第七十二回
参議院通信委員會會議錄第九号

昭和四十九年四月二十五日(木曜日)
午前十時二十分開会

委員の異動

四月五日

中村 登美君
高橋 邦雄君
星野 力君

補欠選任
迫水 久常君
長田 裕二君
小笠原貞子君

四月十日

今泉 正二君
横川 正市君

補欠選任
二木 謙吾君

四月十一日

西村 尚治君

補欠選任
長谷川 仁君

四月十二日

二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君

四月二十三日

長谷川 仁君
鈴木 強君

補欠選任
西村 尚治君
横川 正市君

四月二十四日

西村 尚治君
今泉 正二君

補欠選任
二木 謙吾君

四月二十五日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

四月二十六日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

四月二十七日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

四月二十八日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

四月二十九日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

四月三十日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

五月一日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

五月二日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

五月三日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

五月四日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

五月五日

星野 重次君
二木 謙吾君

補欠選任
今泉 正二君
西村 尚治君

小笠原貞子君

須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

川村 清一君

今泉 正二君

植竹 春彦君

古池 信三君

長田 裕二君

迫水 久常君

嶋崎 均君

新谷寅三郎君

寺下 岩蔵君

西村 尚治君

松岡 克由君

松本 賢一君

森 勝治君

山田 徹一君

木島 則夫君

須藤 五郎君

青島 幸男君

原田 憲君

郵政大臣

郵政次官

郵政大臣官房長

郵政大臣官房電

氣通信監理官

郵政大臣官房電

氣通信監理官

郵政省簡易保険

局長

事務局側

常任委員会専門

員

竹森 秋夫君

説明員

日本電信電話公

社総裁

日本電信電話公

社計画局長

米澤 滋君

清水 通隆君

菅野 義丸君

板野 學君

増田 元一君

木村 光臣君

有竹 秀一君

米田 輝雄君

大島信太郎君

古橋 好夫君

小池 五雄君

鶴岡 寛君

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

国際電信電話株

式会社取締役

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に
関する調査
(国際電気通信事業に関する件)

○委員長(川村清一君) ただいまから通信委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月五日、中村登美君、高橋邦雄君及び星
野力君が委員を辞任され、その補欠として迫水久
常君、長田裕二君及び小笠原貞子君が選任されま
した。

○委員長(川村清一君) この際、理事の補欠選任
の件についておはかりいたします。

今泉正二君の委員異動に伴い、理事が一名欠員
となっておりますので、その補欠選任を行ないた
いと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村清一君) 御異議ないと認めます。
それでは理事に今泉正二君を指名いたします。

○委員長(川村清一君) 簡易生命保険法の一部を
改正する法律案及び簡易生命保険及び郵便年金の
積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律
案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしま
す。原田郵政大臣。

○国務大臣(原田憲君) ただいま議題となりまし
た簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び簡
易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する

法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険の保険金の最高制限額及び最低制限額を引き上げるとともに、保険金の倍額支払いをする場合にも剰余金を分配することとするほか、割増金付簡易生命保険の取り扱いをすることができるようにするものであります。

まず、保険金の最高制限額の引き上げについて申し上げます。

現在、保険金の最高額は被保険者一人につき三百万円に制限されておりますが、最近における社会経済情勢の推移と保険需要の動向を考慮しまして、国民の経済生活の安定を確保する制度としての機能を十分に発揮することができるよう、これを五百万円に引き上げようとするものであります。

次に、保険金の最低制限額の引き上げについて申し上げます。

現在、保険金の最低額は保険契約一件につき十万円となっておりますが、最近の経済事情のもとにおきましては、十万円の金額では生命保険として低きに過ぎるものと考えられますので、これを二十万円に引き上げようとするものであります。

次に、保険金の倍額支払いをする場合に剰余金を分配することについて申し上げます。

現在、保険契約締結後二年を経過した後には被保険者が不慮の事故等により死亡した場合は、保険金の倍額支払いをし、剰余金は分配してありますが、加入者に対する保障内容の充実をはかるため、この場合にも剰余金を分配しようとするものであります。

最後に、割増金付簡易生命保険の取り扱いをすることについて申し上げます。

最近の経済情勢にかんがみまして、総需要抑制措置の一環として、貯蓄の増強に資するため、昭和五十一年三月三十一日までの臨時の措置として

て、簡易生命保険にくじ引きにより割り増し金をつける取り扱いをすることができるようにしようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、保険金の最高制限額引き上げにつきましては、定期保険は本年十月一日、その他の保険は昭和五十年四月一日から、保険金の最低制限額引き上げにつきましては本年十月一日から、その他につきましては本年五月一日からといたしております。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の積み立て金の運用利回りの向上をはかり、もって、簡易保険加入者の利益の増進を期するため、積み立て金の運用範囲を拡大するとともに、金融債及び社債の保有限度額を拡大しようとするものであります。

まず、運用範囲の拡大について申し上げます。

現在、利回りの高い事業社債に対する運用は、電力債のみに限られておりますが、これを社債一般にまで拡大し、その具体的な範囲は政令で定めようとするものであります。

次に、保有限度額の拡大について申し上げます。

現在、利回りの高い金融債及び電力債の保有限度額は、それぞれ積み立て金の百分の十、百分の五となっておりますが、これを、金融債については積み立て金の百分の二十に、従来の電力債を含めた社債については積み立て金の百分の十に拡大しようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日からといたしております。

以上がこれらの法律案の提案の理由であります。

何とぞ、十分に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(川村清一君) 両案に対する質疑は、後に譲ることといたします。

○委員長(川村清一君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、国際電気通信事業に関する件について、国際電気通信株式会社の役員を参考人として本日の委員会に出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村清一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(川村清一君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

まず国際電気通信株式会社の事業概要について、国際電気通信株式会社取締役社長から説明を聴取いたします。菅野参考人。

○参考人(菅野義丸君) 国際電気通信株式会社社長菅野でございます。

当社の事業概況の御報告を申し上げます前に、一言お礼を申し上げます。

当委員会におかれましては、本日、まことに貴重なお時間をおささぐさいただき、会社事業の概要につき御説明申し上げる機会をお与えくださいましたことに對して厚く感謝をいたします。

また当委員会の委員長、委員の諸先生方には、国際電気通信事業につきまして平素格別の御配意と御支援を賜わり、まことにありがたく、この機会を拝借いたしまして心から厚く御礼を申し上げます。

さて、当社は、昭和二十八年創業以来ここに満二十一年を経過いたしました。この間、社業も順調に伸展し、わが国の国際通信サービスを国民の皆さまに十分御利用いただけるように相なりました。

御承知のとおり、世界の国際電気通信は、衛星通信、海底同軸ケーブルあるいはまた散乱波通信等、通信技術の急速な進歩発展に伴い、現在では、世界的な広帯域通信幹線網の作成を見るに至りました。

当社が現在使用しております対外回線数は、ほぼ二千回線に近く、これらを通じ電報、電話、テレックスはもちろんのこと、テレビジョン伝送、データ通信等、多種多様なサービスを提供できるように相なりました。

当社は、今後とも世界各国との国際通信網の整備拡充につとめるとともに、日進月歩の技術革新と情報化社会の進展に対応するため、なお一層の皆さまの研究と真摯な企業努力を重ね、国民の皆さまに、さらに御満足いただけるようなサービスを提供したいと、かように念じております次第でございます。

つきましては、ここにまず最近一カ年間の事業概況について御報告いたします。

昭和四十八年度における設備の拡張改良計画のうち、おもなものといたしましては次のようなものがござります。

第一は、衛星通信の関係であります。インド洋上のインテルサットIV号系衛星の本格的運用開始に備えるため、山口衛星通信所の設備を改修いたしました。この改修設備が近く稼働いたしますが、これによりまして対欧州、中近東及び東南アジア方面の衛星通信サービスは格段と向上を見る見込みでございます。

第二は、海底ケーブルの建設であります。

当社は、アメリカ及びオーストラリアの関係通信事業者と共同で、新太平洋ケーブル建設計画を進めてまいりましたが、建設保守協定につきましては、当事者間で合意に達し、近く調印の運びとなる見込みでございます。

さらに、日中間海底ケーブルにつきましては、両国政府間の取りきめに基づき、当社と中国側関係者が協議し計画の具体化をはかってまいりましたが、建設保守協定も大筋で合意に達し、近く締

結できる見込みでございます。また、懸案となつておりました日本側陸揚げ地といたしましては、熊本県苓北町を選定いたしました。

第三は、局舎建設の關係でございます。かねて新宿新都心に建設中の国際通信センターは、工事も順調にはかどりまして、本年六月末の竣工の予定でございます。

また、同じく建設中であります那覇国際電報電話局の新局舎は、本年三月完工し、無事竣工式を行ないましたが、引き続き通信設備の設置工事を進めまして、本年夏ごろにはこの新局舎からの運用が可能となる予定でございます。これにより沖縄の国際通信は一そうサービス改善ができるものと期待しております。

さらに、通信非常障害対策として、東京関門局の被災時における通信途絶を防ぐとともに、増大する電話需要に対処するため、計画中であります新大阪国際電話局につきましては、昨年九月末大阪市の御協力を得まして、大阪市東区に用地を購入いたしました。

以上のほか、中央局設備等、昭和四十八年度の当事業計画に掲げました諸設備の拡充計画はおおむね順調に実施を見ております。

続いて、昭和四十八年度の営業概況について申し上げます。

まず取り扱い業務量でございますが、昨年は、ドル切り下げ、円の変動相場制への移行に続く石油危機という大きな経済変動を経験いたしました。各業務ともおおむね順調な伸びを示しております。主要業務別に、年度末現在までの概数を申し上げますと、国際電報六百三十三万通、国際加入電信千二百二十二万度、国際電話六百四十万度でありまして、特に国際加入電信、国際電話は前年度比それぞれ三九%、五四%と著しい増加を見ております。

次に、経理の概況について申し上げますと、昭和四十八年度上期の収支状況は、営業収益二百九十八億円、営業費用二百二十二億円となり、これらに営業外収益、営業外費用及び特別損益を加減

したこの期の利益は、四十七億六千万円と相なっております。四十八年度下期につきましては、いまだ確定的なことは申し上げられる段階にないのでございますが、おおむね順調な決算ができるものと見込んでおります。資産の状況につきましては、昭和四十八年九月末現在におきまして、資産の総額は八百三十五億円で、そのうち流動資産は二百七十一億円、固定資産は五百六十四億円となっております。一方、負債総額は二百八十七億円で、そのうち流動負債は百六十二億円、固定負債は二十二億円で、引き当て金は百二億円となっております。したがって差し引き純資産額は五百四十八億円となっております。

以上で昭和四十八年度事業概況の報告を終わります。続いて、昭和四十九年度の事業計画の概要について御説明申し上げます。

昭和四十九年度の国際通信需要は、石油危機の關係等もございまして、従来のような急速な伸びは期待できぬものと考えておりますが、国際交流の活発化等を反映いたしまして、総体的には、増加の傾向を示すものと思料いたしております。このような需要の増加に対応するため、本年度も前年度に引き続き、各種国際通信設備の拡充整備に努めます。一方、政府の総需要抑制策の方針に沿いまして、できる限り不要不急の設備投資は押える所存でございます。

すなわち、当社の四十九年度の設備計画といたしましては、国際通信センターを本年の年央に完成させるほか、国際電話及び国際加入電信交換設備、データ通信設備等の諸設備の拡張につとめるとともに、通信回線の新増設、海底ケーブル施設の拡充、営業関係通信設備の整備、非常障害対策、新技術の研究開発等を推進することとし、これらに要する費用といたしまして約二百二十五億六千万円を予定しております。このうち、対外通信回線につきましては、さらに大幅な拡張をはかることとし、加入電信回線百五十一回線、電話回線二百四十回線をはじめとして、電報回線、専用回線等総計四百七十回線を新増設する計画でございます。

これが実現いたしますと、当社の対外回線数は全体で約二千四百四十回線となりまして、国際通信サービスは一そうの改善向上を見ることができると存じます。

海底ケーブル施設の拡充につきましては、新太平洋ケーブルは、その計画の第一段階といたしまして、本年中に米本土・ハワイ間が完成し、明年十一月までに、グアム経由沖縄まで敷設される見込みであります。また本ケーブルの沖縄陸揚げ局の建設とともに、日中間海底ケーブルの日本側陸揚げ局の建設にも着手し、さらに、これら諸ケーブルの海洋調査を実施する予定でございます。

次に、営業所設備等の拡充でございますが、お客さま方の御利用の便をはかるため、国際通信センター、新東京国際空港及び東京シティ・エア・ターミナルに営業所をそれぞれ新設する予定でございます。

通信非常障害対策関係では、昭和五十年年度末運用開始を目標に、新大阪国際電話局の建設工事に着手するとともに、収容する通信設備の手配等も進めることにいたしております。

新技術の研究開発につきましては、新衛星通信方式、画像通信方式、広帯域海底ケーブル中継方式等に重点を置きまして行なうてまいりたいと存じておる次第でございます。

さらに、新技術に対応します各種訓練設備を整備しまして、職員の能力開発、資質の向上をはかりたいと存じております。

最後に、昭和四十九年度の収支につきましては、主要業務の需要量を国際電報五百八十一万通、国際加入電信千三百三十万度、国際電話八百六十一万度を見込みまして、この予測のもとに、収入については約七百四十七億円で、支出につきましては一そうの経費の節減につとめることとし、約六百五十九億円を予定いたしました。

以上、簡単でございますが、事業概要の御報告といたします。

何とぞ、今後とも一そうの御指導、御鞭撻を賜

わりますようお願い申し上げます。御報告を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○委員長(川村清一君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○森勝治君 ますKDDにお伺ひしたいのでありますが、基本的な問題について若干触れてみたいと思うのであります。

御承知のように国際通信という使命からいたしまして、KDDの果たすべき役割りというものからは従来よりさらに倍加されてきたような気がするわけでありまして、したがってこの国際通信を円滑に行なうためには、世界の至るところの場所あるいはまたあらゆる国との直接回線が設定されているということが一番好ましいと思うのであります。が、現状はどうなっておりますか、お伺ひをしておきたいと思ひます。

○参考人(宮野義丸君) ただいま森先生が仰せられましたとおり、国際通信の上におきましては、できるだけ多くの国と直通の回線をもつて通信をいたしますのが理想的でございます。現在、世界じゅうの至るところにわたる通信の相手の国がございまして、ほとんど通信の届かないのは一、二の例外があるだけでございまして、そのうち多くのものはまだ関係の第三国経由の中継をしておるような状態でございます。われわれとしては、できる限り多くの国と直通回線をもつてスムーズに通信をいたしたい、こういう念願をいたしておるのでございます。

概況を申し上げますと、直通回線を現在持つております国は、電報は四十五カ国、このうちアジアだけをみると二十二カ国でございます。それからテレックス——加入電信は四十三カ国、このうちアジアでは十七カ国でございます。電話は四十一カ国、このうちアジアでは十九カ国でございます。これらの国はそれぞれ直通回線を使用しておりますが、直通回線を使用するということは相当のトラフィックがその両国間にあるということの意味するのでございます。それで、その他の国

につきましては、まだ需要も少ないし、第三国を経由して中継信を扱っておるような次第でございます。

○森勝治君 もちろん事情はあれやこれやとおありでしようけれども、少なくともアジア地域の各国とは直接回線を設定する、そして友好善隣への足がかりと申しましようか、先導的な役割りを果たすのがKDDの使命ではなからうかと思うのでありますが、いまのお話にもありましたように、それが完全に実現がされていないというのにはやはりいろいろ問題があると思うのであります。この点ひとつお伺いをしておきます。

○参考人(菅野義丸君) 仰せのごとく、私たちも少なくともアジアの近隣の諸国には全部直通回線をもって通信をいたしたい、これは私どもの変わらぬ念願でございます。

なかんずく一番近い朝鮮民主主義人民共和国あるいは北ベトナム——ベトナム民主共和国というようなところは、ぜひ直通回線をもって通信をいたしたいと念願しているわけでございまして、これはあらゆる機会に当方からその意思を先方の当局に申し上げ、もし必要ならば当方から人を差し向けてもいいし、あるいは機器等でもって何かお役に立つならばそれも提供してもいいというふうなことで通知しておるのでございますが、この両国ともまだ直通回線による通信はできないで、一方は北京を経由して、一方はインドを経由してやっておる、こういうような状態でございます。

○森勝治君 郵政大臣にお伺いしたいのであります。いまのことあげされてお答えいただきましたが、朝鮮民主主義人民共和国またベトナム等の問題につきましても、久野前大臣はかつてこういうお答えをされておるわけですが、国交のあるなしにかかわらず通信回線の設定をするよう努力をする、と明快に申されておるわけでありまして、いまKDDの社長からのお答えにありましたように、この朝鮮民主主義人民共和国やベトナム等の隣国との

通信回復は、積極的な使命を郵政当局は示されておるにもかかわらず、まだ実現に至っていない。このことはどういふことなのか。

若干、原因らしきものをいまKDDの社長がご話になりましたが、相手方ばかりでなくして、まず大臣はわれわれに議会という場を通じて公約されたならば、相手方の難関というものをことあげして以前に、まずこちら側が積極的な立場を示してこそ、大臣の言明——私は言明でしかありませんが、このことは当然生きてくるわけでありまして、約束というように承っておったわけでありまして、このことは当然生きてくるわけでありまして、そのあとを継承された郵政大臣はこのことについてどうお考えになつておられるのか、このままではいまいか——よいというのではないと思う、あらゆる国に必要だとういうふうにおっしゃつておられるわけですから、KDDを指導される当局の所管の長でありますあなたもそうだろうと私は推測をいたしますけれども、やはりあなたの口からじかに御発言がないと、どうも委員会の答弁だけで事終わりという形に終始されたとするならば、これは国際的な立場からいいますと非常に重大なことになりますから、この点ひとつ明快にお答えをいただきたい。どのように前大臣の当委員会における言明を、いま当面の衝に当たられ郵政大臣、あなたとしてそれをどう受け継いで、どうこれを展開させていかれるのか、この点ひとつ明確にお答えいただきたい。

○国務大臣(原田憲君) お答えいたします。国交のあるなしにかかわらず、それらの国々との通信網をもって交流をしていくという菅野社長の考え方には私は同感であります。それから具体的にアジアの国の問題が述べられました。特に北朝鮮の問題は、国交未回復でございますけれども、昨年の十月に、社会党の委員長、佐々木三三議員が北朝鮮を訪問され金日成主席と会談した際に、わが国と北朝鮮との間に直通回線を開設する問題について同主席が原則的な同意を示されたこと聞いております。いまは北京

中継によつてわが国との間の電報電話を取り扱つておるわけでございますが、最近の利用数は一日平均電報が二百七十通、電話が十度となっております。また、これからはさらに増加していくものと予想されますので、郵政省もいたしましては、北朝鮮との間に直通回線を設けることが適当であると考えておりますので、この問題につきましましては、目下、国際電報として北朝鮮の電気通信当局と折衝をさせておる状況でございます。このお話がまとまりますならば、これを認可する方針であります。

なお北ベトナムにつきましては、外交ルートを通じて努力をいたしておるところでございます。以上、私の所見も交えましてお答えをいたします。

○森勝治君 私は、KDDにそれらの問題をまかせきりにせず、郵政省が率先して事に当たるべきではないかという趣旨の質問を申し上げたつもりであります。

お話にもありましたように、わが党の佐々木さんが昨年十月に行かれたのはいま大臣がお話になったとおりであります。あのことにしてもその後政府間で具体的に話を進める、こういうふうになつておつたと思うのであります。それは当時の大臣からKDDにお伝えがあつてKDDがその準備をおやりになるわけでありまして、郵政省としては、その後、このことについてはKDDにまかせきりではなかつたかと私は邪推をするわけでありまして、ところが大臣のおことばでは、KDDの社長が私の質問に対してお答えがなされたこと、あらゆる国にということ、この点は積極的な御答弁がなされておるわけですが、さて具体的にこの朝鮮民主主義人民共和国の問題については何かKDDにのみまかせておるような気がするわけでありまして。

重ねて申し上げますが、こういうことについては郵政省こそ、すなわち郵政大臣こそその先頭に立つて積極的に実現方を取り計らうべきではないかと思ふのであります。私はそう思うんであります。

が、郵政大臣の国際通信に対する基本的な考え方をこの辺でひとつお聞かせをいただいておかないと次の質問に入れませんから、国内部門は電電公社にまかせきり、国際部門についてはKDDにまかせきりというのであつては郵政省の存在価値というものがまた薄らいてこないとも限らぬと私は考えますので、そういう点も勘案をいたしてひとつお答えをいただきたい。

○国務大臣(原田憲君) 国際通信に關します基本的な法律というものはあることはもう森先生よく御存じのところでございます。この目的が国際公衆電気通信事業を經營して、迅速で確実なサービスを合理的な料金であまねく且つ公平に提供することによつて公共の福祉を増進することと規定されておるわけでございますが、この法律ができた当時から考えて、現在の日本の置かれておる地位、そして世界の情勢等を考えますときに、先ほども申し上げましたように、日本は世界の国々と友好を増進することによつて日本国家、世界国民の繁栄というものがもたらされるところの国でございますから、この国際通信というものを發展させるということが電気通信行政を預かる郵政大臣の基本的な方針であらうと考えております。

したがいましてKDDの事業計画、外国との協定、料金その他の重要事項の認可を通じて、KDDが健全な經營のもとにこの目的を達成するよう指導監督をしていくことが重大な使命であると考えておりますが、重ねて申し上げます、今後より一そうこの事業を通じて世界の国々との交流を深め、繁栄に貢献をしていくということを基本方針に考えております。

○森勝治君 KDDにお伺いしておきたいのであります。最近の新規サービスというものはどういふものをやつておられるのか、また新たに回線が設定されたところはどことどこなのか。これは社長でなくとも担当の重役でけっこうですから、お答えをいただきたい。

○参考人(増田元一君) 最近実施いたしましたのはオートメックス・サービスと、それから近く実

施いたしますものとして、個別データ通信サービス、こういうものがござります。それから将来電子交換機が入りました場合には、テレックスにつきましては、キャンプ・オンとか、それから電話につきましては、自動料金即時通知とか、こういうようなものを考えております。

○森勝治君 回線の設定された国々は。

○参考人(増田元一君) 申しわけありません、たくさんござりますと思っておりますので、ちょっと後ほど調べましてから御返事させていただきますと思っております。

○森勝治君 増田さんに重ねて質問いたしますが、たくさんということは一がいに直ちにべらべらとこうしゃべるわけにいかぬほど膨大な国々との回線の設定がなされたということですか。世界各国全部と申し上げていいんです。最近における——最近とは何ぞやと言われますと、過去半年間とか一年間とかということでありまして、そう全部網羅してお答えをくださいと申し上げていないのです。たとえば昭和四十八年度に限って言うてくださってもいいから、そうなれば何も長時間の説明時間は必要ないと思っておりますので、まづお答えができればお答えをしていただきます。

それでは時間がもったいない。あとでけっこうです、時間がだいぶんかかりそうですから。電信電話を扱って一瞬万里を走るというお仕事に携わっておる重役方としては、だいたい春の海のようにあります。あまりそういうことはこういう席上ではこれ以上されどは言わずに、次の問題に移ります。

私は、KDDの国際通信に果たす役割りの重要性というものがみえますと、そのサービスの拡充改善というものが第一義的な義務であろう、こう思うのであります。したがって、いまま過去半年とか過去一年というふうにして御質問申し上げたわけでありまして、この点についても、過去一年、いわば昨年度と申し上げようか四十八年度においてはどのようなものをおやりになつて

きたか、そのことについてお答えをいただきましたか。

それでは、ひとつ考えてください、私の質問が終わるまで。以上二点はあとでけっこうです。時間がもったいないですから、次に移ります。

KDDの収益のことについてお伺いしたいんですが、最近のKDDの収支を見ますと、私どもの目から見ればたいへん高収益をあげておられる、いわば社業としては順調な伸びを示しておられるもの、こういうふうには理解をするわけでありまして、したがってKDDという会社を建てた当時のいきさつにかんがみすれば、いわずにこれは収益をもつて目的とする——なるほどいまは株式会社という経営形態を持っていたとしておられますけれども、いざ他産業における株式会社の利潤追求を旨とするそれと、いさか当初の設立の意義が違うわけでありまして、このように高収益をあげておられる今日におきましては、当然、これは受益者に還元するというのが正しい姿ではなからうかと思っております。

NHKとKDDは経営の形態、組織形態が違いますが、NHKの場合でも高収益をあげた場合には当然視聴者に還元すべきだという議論がしばしばなされるわけでありまして、それと同じくせよなどということは申し上げませんけれども、高収益があつておるといふ段階からいいたしますならば、いま重ねて申し上げますが、受益者に還元する、そういう観点からいいたしますならば、料金の見直し、いわゆる料金の再計算と申しまし、料金の見直しという余地が当然そこで発見できるような気がするわけでありまして、私はこの点についてはひとつKDDとさらに所管の長であります郵政大臣と、両方からこのことについてのお答えを承っておきたい。

○参考人(菅野義丸君) 国際電信電話株式会社は、御承知のとおり、創立以来二十一年になります。この間、料金の点については一回も値上げをしたことはございせん。料金を改定することには必ず値下げをしておるわけでございます。ごく

最近もテレビジョンの伝送料金というものをかなりの程度値下げをいたしました非常に歓迎されたわけでございます。

お説のように、確かに収益はあつております。しかしこれは収益をあげるのが目的でないものですから、利益配当は一律以上はいままで出したことはございせん、将来もないと思っております。そうしてこの余りました利益は全部特別積み立て金といたしまして設備資金に投入しているわけでございます。

なぜかならば国際通信は御承知のとおり日進月歩の技術革新がございまして、ほんとうに少しも油断ができないというような業界でございまして、常々、非常な精力を研究につき込むと同時に外国の一番進んでおるところと負けないような技術革新を進めていかなければならない、そのためには相当な設備の金がかかるわけでございます。ことに最近この数年間は海底ケーブルをいろいろなところと敷かなければならぬから相当な資金が要りまして、とうとうこのKDDという会社もことしから外部資金を借りなければならぬというふうな状況になってまいりました。約八十六億、円本年は外部資金を導入しなければならぬというふうな状況でございまして、また値上げをしないという人件費その他の高騰する中であつて、これに経営ができたのは、一にも二にも毎年相当な勢いでもって伸びるトラフィックの伸び、これがささえてございまして、これがはたして今後どうなるか、私どもは総体的に見て増加の傾向はあると思ひますけれども、いままでのような伸びは認められないんじゃないだろうか、期待できないんじゃないかということをおそれているのでござい

ます。そういう意味におきまして、機会あるごとに料金の値下げはしたいと思ひますが、非常に経営に關係が深い大いような料金の値下げはいまのところできかねるような次第でございまして、しかし、将来、専用線の料金とか、そういったようなものにつきましてはできる限り値下げをしてい

きたい、かように考えておる次第でござい

○国務大臣(原田憲君) いま、最後には具体的な問題まで含んで菅野社長から御答弁があつたわけでございますが、現在の国際電信はたいへん優秀な営業成績をあげております。しかし先ほども申し上げましたように、これからますますこの会社が高度化、多様化されてくるところの新技術を取り入れて世界の各国と結んでいくためには相当な投資も必要になってくるかと存じます。したがって、ただいま菅野社長が言いましたように、今日初めて借り入れ金をするということがござい

ます。これらを勘案いたしますと、料金を値下げするということはなかなか現在の状況ではむずかしい。より一そうサービスをすることによつていたえていきたいという考え方を申しておるのでござい

○森勝治君 菅野さん、あなたに特にこれは質問するのは本意でございせんが、いま高収益という問題の問答の中で、人件費の高騰というふうなおとがばがありまして、それが私は若干引つかかるんであります。

KDDの今日の高収益、高効率というのは、何といつてもそこに働く五千になんとなつてくる従来員の諸君の汗の結晶ではないでしょうか。にもかかわらず社長は人件費の高騰などということばでおっしゃるけれども、さてそれなら社内の職員の待遇はいかんといいことになりまして、高収益の会社という名に恥じるような低賃金の給与ベースではないでしょうか。

かつてKDDという会社ができたときは、なるほど当時の電電公社の職員とは隔りがございした。たとえば電電公社の職員からKDDに移る場合には給与は公社における二割増でございした。当時はなるほどうらやましいと一部ではささやいた諸君もあつたであらう。しかししどくくるこの狂乱物価の中で国際部門の文化の先達をもつて任じておるこれらの従業員諸君が世間から

見るほどうらやましいわゆる快適な職場として諸君が勇躍入りんとして生産の第一線に立っておられるかどうか。社長はKDDを統率する最高の責任者でございまして、東京でも大阪でもあるいは九州でもあなたの職場の先端まで御承知のほうであります。そこに充満するものは何か。不平等、劣悪なる労働条件、薄給に対する憤りじゃないでしょうか。私は当委員会を通じてこのことを経営者の諸君に十分知っていただいて、従業員が勇んでその席につくことが出来るように、もちろん皆さんはおはかりだろうと思うのであります。皆さんの立場では、しかし今日のように高収益をあげている会社といたしましては、これは少し配慮が足りないとして申し上げては失礼かと思つておりますが、これは私の感ずるところでありますから、あえて配慮が足りない、従業員のこの真摯な努力に報いるには至つて過小ではないかという表現を用いて私は経営者の皆さん方から従業員対策について、待遇について新たな観点からひとつ御勘考をわずらわしたい。ですから、このことについてひとつ社長からお答えをいただきたいと思います。

私はそういう問題に触れるのがきょうの本旨でございせんから、そういう問題についていすれあつてやりたいと思つたのであります。あまり触れたくはありせん。しかし、このことは非常に生産の意欲をかき立てることができかねないかという段階でございまして、ひとつ明快にお答えになつていただくと同時に、昨年の参考人の事情聴取のときにも、従業員の給与ベース等をはかるときに他の同種の民間産業等のことばを申し上げますが、KDDの職場に働く諸君は、国内のいわゆる株式会社という名をもつて冠する会社で同じものさしのものはございせんから、他の同種の産業、会社というものは、いわゆるあなた方は経営者として資本形態の規模についてのみ他の会社のことを推しはかつておられると思つたのであります。KDD創立の趣旨から申し上げても、十

分従業員の待遇等については配慮があつてしかるべきだと考えます。したがつて、このことについてはあえて私はこの席上で会社側の明快なる今後における対策についてもお聞かせを願つておきたい。

○参考人(菅野義丸君) まず御質問にお答えする前に、私の先ほどの説明のことばが足りなくて誤解を招来したような結果についておわびいたします。

私の申し上げたかったのは、現在のような経済情勢のもとにおいて昔の料金をそのまま据え置くということの結果的には比較的に値下げをしていくのと同じである。なぜならば人件費も物件費もその他すべての経費というものが非常に高騰しておる中であつて料金は昔のものをそのまま使つておるとは、これは比較的に考えれば値下げをしていくのと同じであるということをお願いしたかったのでございまして、その上に、私のほうでは、十分ではございせんけれども、積極的に値下げもしておるような状況でございまして、そこを御理解していただきたいために人件費のことを一例として出しましたが、そういう意味でございまして、決して私どもの人件費がほかの業種に比べて膨大に大きいとか、あるいはほかの業種に比べて非常に私どものところの人件費が高くて、高給をはんでおるといふような意味ではございせん。

ただいま先生の御高見を拝聴しまして、十分に今後の経営に参考にしたいと思つております。

○森勝治君 社長がせっかくそうおっしゃつておられますから、私はそのお話を素直に承つておきます。したがつて次の問題に移ります。

先ほど、KDDのサービス等の問題についてもお伺いをいたしました、あるいは新しい計画等についてもお伺いいたしました、それではインターネットの關係についてお伺いをしてみたいと思つたのです。

インターネットにつきましても、昨年の二月でしようか、その機構が恒久制度化されて、名実ともに国際機関として発足いたしました、その理

事会あるいはまた署名当事者総会等が開催された模様であります。そこで伺いたいのであります。その理事会及び署名当事者総会で議論されたものなる点についてお聞かせをいただきたいと思つたのであります。

また本年の二月、第一回の締約国総会がワシントンで開催された模様であります。このワシントンで開催された第一回の締約国総会の会議の内容等について、郵政省からどなたかおいでになつたんでしようから、時間がありませんからつづきに御説明いただきたいと申し上げさせていただきます。簡潔でけっこうですから、当時の模様等についてお聞かせをお願いいたします。

○参考人(増田元一君) 恒久制度発足後の理事会に合合につきまして初めに申し上げます。

恒久制度は昨年二月十二日に発足いたしましたので、新しい制度のもとにおける組織固めに大部分は費やされております。

まず事務局を新しく設置することになりましたので、事務局の規模あるいは組織、そういうものにつきましての議論が行なわれております。最近ほまた組織の状況を申し上げますと、財務など三部一室を設けて、人員は大体百六名程度で構成しよう、こういうことが決定されております。それからその事務局をだれにするかというところにつきまして、これも各国からの推薦等もございまして理事会で選任いたしましたのはチリ出身の元電電公社総裁をしておられましたアストラインという方でございます。

それからインターネット本部を新しく設置する必要があります。従来はコムサット—アメリカの通信衛星会社の一部を借りておりましたが、今度新たに新しい独立したビルを借りるということに決定されております。

それからコムサットとの—今度は新しい制度のもとにおきましては管理業務といふか、マネージャの仕事を暫定制度下ではアメリカの衛星会社がやつておつたんでございまして、これは協定でそういうふうになつておつたんですが、こ

れを契約ベースに切りかえるということになりまして、その契約交渉についての議論が行なわれておりました。最近、一年間五十万ドルで管理業務契約を締結するということがきまつております。それからもう一つの問題は、大きな技術的な問題でございまして、IV号衛星が現在上がつておりますが、七五年には、大西洋のほうにIV号衛星では容量が一ぱいになりますので、少し大きな衛星を打ち上げる必要があるというので、容量がほぼ倍になります。IV号衛星の発注、そういうものを決定しております。それから一九七八年以降の大容量の衛星、これはV号衛星と申しておりますが、どの程度の大きさの衛星をつくつたらいいか、トラフィックの伸び等を予測しながら、ただいまこの理事会におきましてV号衛星に関する検討を進めておる状態でございます。

それから署名当事者総会が開かれましたが、この署名当事者総会におきましては、この理事会の活動状況の報告を聞いた。それから先ほど申しましたIV-A衛星計画それからV号衛星計画についての中間報告。それから理事会に代表を送る資格がきまつておるわけでございますが、理事会に出席する資格のためには一定の出資率以上でなければ代表資格がないということになつております。その出資率をどの程度に定めるかということがこの署名当事者総会において議論されてきてきまつております。ただいまその決定によりまして理事の数は二十一カ国でございまして、

以上でございます。

○政府委員(浅見喜作君) 日本政府代表代理といつたしまして、去る二月四日から八日の間、ワシントンに行つてまいりました第一回締約国総会のおもな実質審議事項を御説明申し上げます。

まずアメリカが気象衛星、海軍衛星を今年度に打ち上げるにつぎまして、その打ち上げるべき星がインターネット衛星と技術的に両立するかいなか。あるいは海軍衛星の場合には経済的にもインターネットに大きな損害を与えないかどうかというこの実質審議がございまして、いずれもこれ

を契約ベースに切りかえるということになりまして、その契約交渉についての議論が行なわれておりました。最近、一年間五十万ドルで管理業務契約を締結するということがきまつております。それからもう一つの問題は、大きな技術的な問題でございまして、IV号衛星が現在上がつておりますが、七五年には、大西洋のほうにIV号衛星では容量が一ぱいになりますので、少し大きな衛星を打ち上げる必要があるというので、容量がほぼ倍になります。IV号衛星の発注、そういうものを決定しております。それから一九七八年以降の大容量の衛星、これはV号衛星と申しておりますが、どの程度の大きさの衛星をつくつたらいいか、トラフィックの伸び等を予測しながら、ただいまこの理事会におきましてV号衛星に関する検討を進めておる状態でございます。

は打ち上げてよろしいという決定がなされた次第であります。

それから国際連合から国際連合がインテルサットを使います場合に無料にしたいという申し出がありまして、その審議をいたしました。この衛星組織が各国国際電気通信事業者の投資に基づいたいわば商業的なものであるという立場から全締約国がこれに反対をいたしまして、無料を使うことはお断りする。ただし、非常災害時、平和保持のための緊急通信につきましては優先取り扱いをするということがきめられております。

三つ目に、他の国際機関と正式な関係を持つことについてはかられまして、ITU、ICAO、IMCOと正式な関係を持つように取り運んでよろしいという決定がなされました。

以上でございます。次回は、二年ごとに定期総会がございますので、明後年九月、ケニアのナイロビにおいて第二定期総会が行なわれることが決定いたしております。

○森勝治君 KDDにお伺いしたいんであります。いまお話にありましたこの恒久協定によりまして、署名当事者は衛星の使用中は衛星の使用比率にふさわしい出資率を保有することは当然であります。この出資率に対して分配金を受けることになっておるのであります。が、この署名当事者はいわゆるKDDでありますから、このKDDのインテルサットへの出資状況、衛星の利用状況、それから衛星の使用料、分配金等の現状についてひとつお聞かせを願いたい。

○参考人(鶴岡寛君) お答え申し上げます。

インテルサットに対しましてKDDのいわゆる資本支出と申します。それは暫定制度以来今日まで合計いたしました五十二億三千八百万程度でございます。なお運営費は、これはインテルサットの事務所その他の経費あるいは働く人の人件費等でございます。これが七億四千二百万余でございます。これがいわゆる加盟国の支払います分担金でございます。

それと次にお尋ねの、各国が加盟国、非加盟国にかかわらずインテルサットを利用して通信を行なうと、その使用料がインテルサットにあるわけでございますが、それを私どもはいわゆる出資率に応じまして分配を受ける、その額が三十一億五千八百万にのぼっております。

なお最後のお尋ねでございます。それではKDDはインテルサットを通じて諸外国と通信を行なうと、そのいわゆる使用料は幾らかと申します。現在までの総計が五十九億四千五百万円、そのような数字に相なっております。

○森勝治君 先ほどの社長の事業概況説明にもありました海底ケーブルの建設計画について質問したいんであります。まず新太平洋ケーブル建設についてひとつお尋ねをしてみたいと思うので

す。この新太平洋ケーブル建設計画につきましては、昨年九月の東京に次いで、十一月ハワイにおいて御承知のように当事者間の協議が持たれまして、昭和四十五年にスタートいたしました。この計画も三年目にして建設保守協定に署名がなされた、こういうふう聞いております。そこで、このことにつきまして三点にわたって質問をしたいのです。

第一点は、東京会議、ハワイ会議の検討内容、さらに協定の概要についてお話を承りたい。

それから第二点は、昨年の十二月、協定の締結にあたりまして郵政省の認可があったと聞いておりますが、この本調印の見通しはいつごろになるのか、またそれによって着工されるのはいつごろになるのか、この見通しについてお答えをいただきたい。

第三点は、このケーブルの総建設費が何か五百四十億円というふう聞いておりますが、KDDの分担金がそのうち百三十三億円というふうにきめられておる模様であります。最近における異常な生活物資の値上がり、さらにはこういう建設関係、建設資材の値上がり等を考えますと、この五百四十億円になんとなんとするうちの百三十三億と

いうKDDの分担資金というもののこの狂乱物価の中で相当な影響を受けることは必至だろうと思っております。したがって、この百三十三億だけ出せば、これを完成することができるのかどうか。どうもその辺が予算を立てたけれどもあつても定めぬ物価の狂乱が現状でありますから、さて実行の段階で予算を追加しなければならぬような羽目になるのかどうか。現実には建設ということになりまして当然これらのことについては配慮をされなければなりませんから、ひとつそのことについて、そういう場合にはどうされるのか、そういう懸念が一切ないのか、このことについてもお答えをいただきたい。

○参考人(板野肇君) お答え申し上げます。

第一点の東京会議の模様でございますが、すでに御承知のとおり、三年ぐらひ前から、シドニー会議その他を結末して、東京会議で大体の協議の締めくくりに近いひとつ相談をするということになりまして行なわれたわけでございますが、その中におきます一番おもしろい点は、この第二太平洋ケーブル、米本土、ハワイ、ハワイ、グアム、グアムから沖縄、この各区分につきましてどのような回線数を持つか、それから回線数を持つということは、その出資、それに対する投資をどのようにするか、こういう問題が一番中心でございました。

そこで、その会議の中で、特に問題点は、米本土、ハワイ間におきましては、第一太平洋ケーブルにおきましては、これは私もこの区分におきましていわれる破棄し得ない使用権、ライト・オブ・ユーザイという言い方をしておりますが、この破棄し得ない使用権をこの区分で持つております。またハワイ、グアム間においても同様でございます。それに対して、アメリカ側では、場合によっては第二太平洋ケーブルでは所有権をこれに付与してもよろしい、こういう申し出がございました。これはKDDといたしまして、米本土、ハワイ間につきましては、これはアメリカの国内と

土間というふうな海底線というふうなことが計画にのぼりますという、所有権を持つよりも、これは破棄し得ない使用権を持つほうがいいじゃないか、こういうような観点から、そういうような措置をすべくアメリカと交渉したわけでございます。

それからまた、回線の持ち分でございますけれども、特にグアム、沖縄間におきましては、当初、私どもは五〇%までの所有権を持たずに、三十%の所有権というふうなこともシドニー会議では考えておったわけでございますけれども、このグアム、沖縄間におきましては、沖縄が日本領土ということになりますという、やはりこれは五〇%の所有権を持つということが適当である、こういうふうな考えをしまして、そういう申し出をしたわけでございます。そのかわりにハワイ、グアム間におきまして回線を少し余分に予備回線を持つというふうな、そういう折衝もいたしたわけでございます。

このような東京会議の結果、たゞいま先生がおっしゃいました次のハワイ会議において仮調印をするという段階に至ったわけでございますが、このハワイにおきましては、御案内のように、昨年十一月二十一日からホノルルで行なわれたわけでございますが、その結果、KDDにおきましては同年の十二月二十六日に郵政省に申請をいたしまして認可を得ております。

それから当事者の一國でございますオーストラリア、豪州の電気通信委員会でございます。OTC(A)と申しておりますが、これは本年の三月二十六日にもう政府の承認を得ましたという通知を受けております。ただアメリカのFCCにおきましては、いまだこの認可をおろしていません。しかし、これは何らかの国内のいろいろな都合があったようでございます。たとえて申しますとFCCの委員が非常に交代をするというふうな、そういうふうな事務的な、ろんな都合でよくておるようでございます。遠からざるうちにこれは認可を得られる、こうい

う見通しを持っております。したがって、この太平洋ケーブルの完成期日でございます昭和五十年十一月ということになっておりますが、すでにケーブルの製造、それから海底の調査等も並行してを進めておられますので、大体、この五十年十一月に完成をするという見通しでございます。

それから御質問の第三点でございますけれども、ただいま先生おっしゃいましたように、総建設費は大体五百四十億見当でございます。これは為替レートの関係もいろいろ変動がございますが、一応大体五百四十億、そのうちKDDの分担といたしましては大体百四十三億円ということになっております。総建設費の二四・七％ぐらいを大体見当をつけておるわけでございます。これに對して、最近の物価の値上がり等もあるものでそれでおさめるかどうかという点でございます。

この点につきましては、二つの点から私どもいろいろ考えなければならぬというふうに思っておりますが、第一点は、おっしゃいましたように非常に物価も値上がりしておりますので、一応、関係業者との会談におきましては、その値上りが一〇％の範囲内に属するような場合において、適宜各自通知し合つて、その承認のもとで、値上りが分については各分担に応じて分担をするというふうな大体の話し合いになっております。それからさらにそれより値上がりするということになりますという点、もう一度会議を開いてこれをきめるということになると思っておりますけれども、現在のところ、物価がどの程度になりましかという点について、目下製造をしていられるものも、それから敷設する場合の敷設費とかいろいろな点もございまして、ここでもちよつと確たる御返事は申しかねますが、これは幾ぶんかやばり値上がりするということを予想しなければならぬと思つております。こういう点につきましても、KDDといたしましてはそれに対する十分な措置はでき得る。もちろんこれは今年度の計画外

以上の相当額になるということになりますれば、郵政省の御承認も得てこれをやるということになると思つております。

それからもう一つは、為替変動の点でございますが、目下のところ、大体為替も一応そう大きな変動は予想されませんが、これは完成までに、五十年十一月でございまして、まだ一年以上ございまして、その間の為替変動という点も考慮に入れたら資金対策をこれから考へていきたいというふうに思つております。

以上でございます。

○森勝治君 それでは次に、日中間の海底ケーブルの建設計画についてお尋ねをしたいわけですが、日中間ケーブルの建設に關しましては、両国政府の取りよめに基いて、KDDと中国側関係者が協議をされて計画の具体化をはかつておられる模様でありますので、二点にわたつてお伺いをしてみたいと思つております。

第一点は、KDDと上海市電信局との間で第一回会議が昨年の六月上海で持たれたわけでありまして、その後、第二回会議が昨年の十二月十日に持たれ、さらに第三回会議が過ぐる三月北京で開催されて建設保守協定の締結について会議を進めてこられた模様であります。これらの当事者会議ではどのような点がいわゆる問題点として指摘され、その問題点の解明にはどういふ話し合いがなされてきたのか、会議の内容についてお聞かせをお願いいたします。

第二点は、これはこの前のときも御質問を申し上げたように記憶をするわけでありまして、いわゆる日中間海底ケーブルの陸揚げ地点の問題であります。先ほどの社長の概況説明でありまして、昨年の末に熊本県の苓北町に選定された模様であります。この陸揚げ地点をめぐつては世上種々憶測がなされた模様であります。ですから、そういうことについても私は当時懸念をいたしましたから、たぶん昨年度だと思つてお伺いしたのであります。ところが、当時は陸揚げ地点がさだかでない

ございました。いま申し上げたように種々憶測が乱れ飛んでおる模様でありましたので、心配のあまりその点を聞いたのでありますが、まだまだわかりませんというお答えでありましたが、いまのお答えにありましたように昨年おきめになったわけでありまして、この熊本県の苓北町に選定をなされたいきさつがございまして、このことをひとつお聞かせ願つておきたいと思つております。

○参考人(菅野義丸君) 御質問の第一点につきましては、別の重役からお答えを申し上げますが、第二点につきましては、お説のように大体私どもでは四ヶ所の候補地を選んで純技術的にいろいろな点について調査を進めてまいつたのでござい

ます。海洋調査それから沿岸の状況、つまり陸揚げ局をつくるに適當かどうか、それからその辺の漁業の状況、ということでは、でき上りました海底ケーブルについて支障を起こしやしないようなところでは困りますので、そういう点、あるいは電電公社の通信幹線への連絡線がむずかしいかやさしいかというふうないろいろな点を考えまして、まず沖繩のほうは、海岸から少し離れた海洋調査が非常に不適當であるということがわかりまして、これはやめました。長崎それから鹿児島に

つきました。それは、それと比べるとシラス地帯でもつて連絡線の建設が非常にむずかしいとか、あるいは災害を起こしやしないとか、あるいは漁業を非常に妨害するようなことになりやしないとかいうような点がございまして、最後に熊本県の苓北町がいろいろな点から見まして一番理想的であるということになりましたので、そこにきめたような次第でございます。

○参考人(板野肇君) それでは、私から、ただいま先生から御質問がございましたこの日中の海底ケーブルにつきまします第一回、第二回、第三回の会合におきまします協議あるいは打ち合わせの内容につきまして御説明を申し上げたいと思つております。すでに御承知のように、昨年の五月、日本国の

郵政省と中華人民共和國との間に日中間海底ケーブルの建設に關する基本的な取りよめが行なわれたわけでございます。この取りよめにおきまして、このケーブルを建設することは日中間の文化、経済その他の発展のために非常に必要であるというふうな一つの趣旨をお互いに確認を合はれて、そして、その大綱が取りよめになったわけでございますが、私どもはその取りよめの線に沿ひまして、具体的な話し合いに入つた次第でございます。

その一つを申し上げますと、第一には、一体、どういふ容量のケーブルを日中間に敷いたらいいか、どういふような点でございまして、将来の両国間の通信の需要あるいは第三国にまいる通信の需要等いろいろと考えまして、四キロヘルツ、四百八十チャンネルの容量のケーブルを敷こうというところに結果としてきまつたわけでございます。

それから二点は、ケーブル区間でございまして、けれども、このケーブル区間につきましては、先ほど社長からも説明がございましたように、日本のほうは種々の検討の結果熊本県の苓北町、それから中国側におきましては上海市南匯県ということに決定をしたわけでございます。

それから第三番目は、ケーブルの性能でございます。そのケーブルは電信電話、ファクシミリ、データ通信等のいわゆる電氣的信号が送れるような、そういう性能のものにしよう、という点でございます。

第四点は用途の問題でございますが、どういふ用途に使うか、これも先ほど申し上げましたように、これは日中間に用いられるということももちろんでございます。けれども、日本あるいは上海を通じて第三国にもケーブルが利用される、こういう点につきましますの合意をいたしましたわけでございます。

それから第五点は建設の責任という点でございますが、建設する場合に、どういふ責任分担においてこれを建設するか、こういう問題でございま

するが、お互いに陸揚げ局は上海それから熊本におのおの陸揚げ局を持つわけでございますが、その土地、建物、電力設備、こういうものはそれぞれの責任においてひとつ建設いたしましょう。それ以外のいわゆる共同で使うケーブル部分あるいは等化器、中継器、こういうものにつきましては共同の責任をもって建設に当たる、こういうことをきめたわけでございます。

第六番目は建設費の分担でございますが、これも建設の責任の方法、いわゆる陸揚げ局の土地、建物、電力設備等それぞれが単独に負担をいたしまして、共同の分はゆるる海底ケーブルとか中継器あるいは端局設備、等化器、こういうものにつきましてはそれぞれ両当事者が折半をして分担をしましょう、半々で分担、こういうことを議論し、きめたわけでございます。

それから第七番目は完成の予定期日でございますが、これはすでに郵政省と、中国のその当時の電信総局、たゞいま郵電部でございますが、それとの間に、大体昭和五十一年内にこれを完成するという目標でいこうという内々のお話でございまして、それまでも完成するように努力をいたします、こういうことをいろいろな観点から議論をいたしましてきめたわけでございます。

それから次に、八番目は資産の所有の關係でございますが、共同建設の部分の資産は、両当事者が共同の分と先ほど申し上げましたような中間にあるケーブルとか中継器、等化器、端局施設、そういうものにつきましては、おのおのが不可分均等の持ち分を持ちます、分けることのできない均等の持ち分を持つようにいたしましょう、こういう点でございます。こういう点につきましても、最初は、日本海ケーブル方式であるいは中間地点とか三分の一地点とかと地点を区切ってその範囲内においておのおの所有をする、資産を持つとかいうような議論もなされました。しかし最後は、太平洋ケーブルと同じように、これは共同の均等の持ち分にする、こういうふうに決定した

したわけでございます。

それから、どういうふうに回線を使用するか、こういうことでございますが、御案内のように中国とは衛星回線もございまして、また第三国との通信もございましてけれども、それらは随時そのつど協議によってこれをきめていきたいと思います。

それから十番目は保守の責任でございますが、ケーブルが完成した時におきましては保守の区間ですね、どういうように保守をするか。これは先ほども申し上げました陸揚げ局等の場所につきましましては、おのおのが単独で責任を持ってやる。共同の部分につきましては、その中点を割りまして、中点から北側は日本、南側は中国、このような方法で保守の責任を負います、こういうことをきめたわけでございます。

それから十一番目は保守費の分担でございますが、保守費も共同の部分の折半をして分担をします。それから単独で所有するものは単独の自分のほうでおのおの保守費を持って保守をする、こういうことでございます。

それから十二番目は協定の有効期間でございますが、これは太平洋ケーブルと同じように二十五年の有効期間でやる。

さらにそのほか、ケーブルの海底調査の問題、ケーブルの設計の問題、それから今度は実際のケーブル、中継器等、これに要するいろいろな施設の購入のしかた、それから経費の支払いの方法、それからまた次のいろいろな専門家会議なりあるいは第四回の会議等につきましましての打ち合わせ等いろいろな検討したわけでございます。

それから第三回の会議を、先ほどお話がありましたように、北京でやりまして、先ほど申し上げました内容の点につきまして建設保守協定というものの大体の大綱をきまして、これに対する仮調印をいたしたわけでございますが、さらにこれから本調印が行なわれる。それからそのほかにケーブルに関する情報の開示のための協定というものもすでにこの三月に締結をいたしております。そういう問題の討議、それから中国側におきまし

ては、日中ケーブルの建設保守と申しておりますけれども、そのためのケーブル船を一隻つくりたい、こういうことでございまして、それに対するKDD側の協力をどうするかというような問題もこの間に討議をされたわけでございまして、以上でございますが、お答えを申し上げます。

○森勝治君 この際、電電公社にお伺いしておきたいと思っておりますが、私の質問の第二点ですね、KDDの社長のお答えの中に電電公社が引き合いに出されておるわけですね。そこで、この点については電電公社もいろいろ御意見がございりかとも存じますし、そういうことについては電電公社もその相談にあずかって合意の上におきまなつたのかどうか。その辺のいきさつを簡単に教えてください。それからお聞かせを願いたい。

○説明員(米澤滋君) お答えいたします。

電電公社といたしましては、国際電報とそれから中国の間で陸揚げ地点がきまつた場合には大体それに応ずる回線は十分つくれますと、回線容量もそう多くございせんし、そういうことは前から申し上げておりました。

今更さりました熊本の場所につきましても、私のほうとしては十分な設備が提供できるといふふうに思っております。

○森勝治君 それでは次の問題に移ります。

沖縄と香港間の海底ケーブルの問題についてお伺いしてみたいと思つております。

昨年十一月の新聞報道によれば、KDDと英國のケーブル・アンド・ワイアレス社との間で沖縄―香港間に国際通信用の海底ケーブルの敷設が決定された、そういう発表がなされております。そこで私はこのことについて二点お伺いをしてみたいと思つております。

第一点は、沖縄―香港間ケーブルについては事業概況報告や事業計画の中で特に御説明等はございませんでしたが、両社の話し合いというものがどの程度進んでおられるのか。この点お聞かせ願いたいことが第一点であります。

第二点は、このケーブル計画と東南アジアケーブル計画との関連は一体どうなつてくるのか。東南アジアケーブル計画につきましては十年以上も前に日本が提案して協議が持たれてきたのでありますが、この間の経緯と今後の見通し、その点についてお伺いしたいことが二点であります。

○参考人(菅野泰丸君) 第一点につきましてお答え申し上げますが、まだ香港―沖縄間の海底ケーブルを敷設することに関係の業者が決定したわけでは決まらしてございせん。実は、昨年十一月ごろ、イギリス系のケーブル・アンド・ワイアレスという会社の者が東京に参りまして、われわれと意見の交換をしたのでございまして、先方は香港と日本との間の通信がだんだんと多くなつてきたからひとつ海底ケーブルを敷きたいがどうかというふうな話がございまして、これは事実でございまして、当方も海底ケーブルを敷くということに決して反対すべきことではございせんが、向こうが技術的に一体どういうことを考えておるのかよくわかりませんでしたので、技術者同士の会議を一回やつたことがございまして、しかし、これは決して建設をいつやるというのを前提にしたものではございせん。たとえば、どういうケーブルを使うとか、どういうふうなルートでいくとかいふような専門家同士の会議をしたわけでございまして、そこで、第二点の御質問の東南アジアケーブルとの関係でございまして、これは十年來の懸案でございまして、最近衛星通信が盛んになつてまいりましたので、やや何と言ひますか、おくれいていような状況でございまして、これは何となく東南アジアには海底ケーブルが必要であるという点については変わりないものでございまして、この点を郵政省でも御心配になりまして、本年、関係の国の代表を東京にお呼びになりまして打ち合わせをしたわけでございまして、その際、沖縄―香港間のケーブルが東南アジアケーブルの一環となるような建設の方法がないだらうかという点でいろいろ御相談があつたようでございまして、その話を私どもで伺ひまして、このケーブル

・アンド・ワイアレスに対しては、沖縄からまずフィリピンへいって、フィリピンから香港にいくようにルートを変えたほうがいいんじゃないかという話をいたしておりました。これについては先方でいま検討中でございまして、これに対する決定的な返事はまだございせん。そういういきさつになっておるような次第でございまして。

○森勝治君 この際、郵政大臣にお伺いをしておきたいのでありますが、通信事業の施策としてのケーブルというものが非常に重要視されて、第二太平洋ケーブル、沖縄・香港ケーブル、東南アジアケーブル等の完成によりまして、沖縄—本土間の通信量も相当増大するだろうと思うのであります。

そこでお伺いしたいんですが、この回線計画を郵政省はどう考えておられるのか。たとえばマイクロでやるのか、同軸ケーブルで結ぶのか。さらにそれらの場合には一体電電公社にするのかKDDにやらせるのか、この点を所管の大臣としてお答えをいただきたい。あわせて電電公社並びにKDDに本件についての御意見があればお聞かせをしておいていただきたい。

○国務大臣(原田憲君) お話のように、沖縄を中心といたします国際通信量の増大ということが見込まれて、今後、沖縄—本土間に新ケーブルを敷設する、あるいはマイクロルートを増設するということが必要になってくると思ひます。

いまのところでは、NTTからもKDDからも具体的な計画の提示はございませんが、お話のように、この新増設にあたっては、その必要と経済性を十分に検討の上、両者間の協調が必要であると考へられますので、郵政省がこの調整について今後努力をせなければならぬ、このように考えております。

○説明員(米澤滋君) お答えいたします。

この問題は設備をつくる問題と、もう一つは技術の問題と二つ分けていきたいと思ひます。技術の問題につきましては、第一次の太平洋ケーブルをつくりましたときはレピーターはAT&

Tのものを輸入してつくりました。そしてケーブルは日本の近海は日本の会社でつくったということとでございまして。その後、この海底ケーブルを国産でつくりたいということで研究所でいろいろ進めてまいりました。国際電報の研究関係の方ともいろいろ連絡をさせてまいりました。それで最近になりまして、大容量のいわゆる浅い海底につくもののは、これはもう完成いたしました現在実用に供しておりますし、それから深い海に沈めるレピーターにつきましては、昨年あたりからずっと実際のレピーターを開発の近海に埋めまして、それをつないでやっております。大体完全にできるという見通しを得ました。今後はおそらくそのシステムが使われてくると思ひます。

それから沖縄と鹿児島の間につきましては、すでに沖縄県が電電公社の営業区域の中に入っておりますし、また電話の需要その他もございまして、これは第五次五カ年計画の中でどうしても海底ケーブルを鹿児島と沖縄の間に引く必要があるというふうに思っております。

その後の国際線との関係につきましては、ただいま大臣からお答えがございましたように、郵政省あるいは国際電報と御相談して処理していきたい、このように思ひます。

○参考人(菅野義丸君) 沖縄に第二太平洋ケーブルがあたりまして、当分の間は、電電公社の通信設備にお願いをいたしまして本土との連絡をとって十分であると私も考へております。

国際通信につきましては、電電公社も非常に御理解のある考へをしていただいておりますので、その点については何らの心配もなくお願いをいたしたいと考へておりますし、将来、非常にその数量が多くなった場合には、郵政省の御指導のもとに電電公社ともまた話し合ひをいたして考へております。

○森勝治君 今度は国際通話料の問題についてお伺いをしたいと存じます。特にきょうお伺いをしたいのは、多年にわたる滞納問題についてお伺いをしてみたいと思ひます。

この国際通話料滞納問題につきましては、昨年の本委員会においても会社の皆さんから各種の御意見をお伺いしたところであります。滞納額とそれが全請求金額の中に占める比率は相当高いものになっていったということが昨年もわかったところでありまして、これを解決するにはいろいろな問題があります。したがって、あとでもまたお伺いしたいんですが、会社としてはこの滞納の額が巨額にのぼるということは経営という見地から見ましても非常に問題であります。会社はこの問題について全力をあげて取り組むという御決意のほども先般承つておったのであります。

そこで私がこれからお伺いしたいというのは、最近における滞納の発生件数、金額、それに回収額、いわゆる催促してから入った回収額、これを四十六年以前はどうなつておるか、三年前どうなつておるか。それから四十七年度、四十八年度、これは年度別にお示しを願ひたい。またこの滞納額というものが全電話収入に対してどの程度のパーセンテージになつておるか、このこともあわせてお答えをいただきたい。

○参考人(菅野義丸君) KDDの料金の滞納につきましては、当委員会の諸先生にいろいろ御心配をいたしまして非常にありがたく恐縮しておる次第でございまして、

会社の経営陣といたしまして、この点については非常に重点を置いてあらゆる方策を講じていま滞納額の減少につとめておるところでござい

ます。幸いにいたしまして、これは職員がたいへんな努力をした結果でございまして、漸次その効果があらわれてまいりまして、いまそれを数字で申し上げたいと思ひますが、四十六年度以前の分、これは三月の末でございまして、三億一千五百万円という数字になりました。これは発行した請求の数字は八百七十四億四千七百万円でございまして、そのうち回収しましたのが八百七十一億三千二百万円、パーセントは九九・六四という回収をいたしておりました残つておるものが〇・三六という比率でございまして、それから昭和四十七

年度分につきましては電信と電話を加へまして請求額が四百六十三億一千七百万、それから回収いたしましたのが四百五十九億二千百万、これは比率は九九・一五でございまして、そして残つております未回収額が三億九千六百万、この比率は〇・八五でございまして、それから四十八年度でございまして、これは上期分しかまだございせんが、請求いたしました金額は三百十億二千百万でございまして、回収いたしましたのは三百四億二千七百万で、比率は九八・〇九でございまして、そして残つておりますのが五億九千三百百万で、この比率は一・九一でございまして、これは今後大いに努力いたしましてこの回収につとめるつもりでございまして、この数字はだんだんと減つていくと思ひますので、

以上、お答え申し上げます。

○森勝治君 社長のお話にもありましたように、皆さんがいろいろ御努力をなさつて回収につとめておられるその御努力というものが、しかも実効がやや上がつてきたということは、私どももその御努力に対しては労を多とするとところでありますが、何と云つても、これはいまの回収の率からいましてパーセンテージは何か少ないかもしれせんけれども、会社というこの経営の実態からいまして、億になんなんとするこの金が未回収のままでということになりますと、問題があとに尾を引いてしまふ、こんな気がしてならぬわけでありまして、

そこで、この際、お伺いしておきたいのは、滞納の形ですね、どんな形なのか、どんな形で滞納というものがあつたと断たないのか。しかも、どういう理由で回収ができないのか。いわゆる回収のできない理由——というよりも払わない理由と申しましうか、滞納を重ねる理由、こういうものをひとつお聞かせをいただいておきたいと思ひます。

○参考人(菅野義丸君) 滞納の料金の中でも電報と電話とは非常に違うんでございまして、電報のほうはほとんど完全に回収できるような状態にな

っております。たとえば先ほど申しました四十六年度以前の分におきましても電報に関する限りは、電信に関する限りは九九・九九%まで回収をしております。

問題は電話でございます。これは非常に最近の傾向といまして個人の使用者が多い、あるいは中小企業の人の利用が多い。また地域的に考えましても地方にだんだんと国際電話の使用が普及してまいったというようなことから回収が非常に困難になるわけでございます。

私も常にこの回収の状況についてはいろいろ検討しておりますが、回収を最も早くする方法は、通話が行なわれたあと、なるべく早く請求書を出す、これが一番大事なことであるというので、この請求書を早く出すということについて今後コンピューターを使ったり、または外国のほうからの通知を早くもらったりしてこの方法に重点を置いてやっていきたいと思います。払う気持ちもあつても相当期間たつてからの請求では忘れてしまふし、またそれだけ長い間ほうつてあつたんだから払わないでもいいだらうというような気持ちになる方も多いわけでございます。それから電話の中には倒産をしてしまつたというような中小企業なんかもございます。あるいは行くえ不明であるというふうなものもございまして、そういうふうにいるいろいろなものもございまして、まず第一はこの請求書を早く出す、そうして忘れないうちに早く金額を知つていただく。

そうしてもう一つは、簡単にどこでも支払えるということが大事でございます。今回は私も銀行とか信用金庫とかそういうところをたくさん指定しまして、どこでも支払いができる、あるいはまた預金の口座から振替でもできるという方法を講じたのもそのためでございます。実際、支払いが簡単にできるといことがやっぱりこの滞納を少なくする一つの方法ではないかと考えております。

それから不幸にして滞納になったものにつきましまして、できるだけ何度も催促を申し上げて支払

つてもらふ、こういう方法しかないようでございます。

○森勝治君　いま滞納の実況の御説明がありました。この料金収納体制について今日まで会社側でどういふ具体策を講じてこられたのか、このことをお聞かせ願いたいと思うのです。今日までとられてきた施策というものは、会社としては、当然、将来の料金収納体制の姿というものを想定しながら、種々施策をはかつておられるだろうと思ふのであります。したがって、それらの構想等がおりにならばひとつ聞かせていただきたい。

それで、いまのお話にもありましたように、料金の収納業務の大半は電話関係のものであります。そこで近く大阪電話局が運用開始の模様であります。また沖繩等でもこの電話業務を取り扱っておりますので、東京、大阪、沖繩に料金業務について総合的な局などを設置して、お客の利用動向と対応させ、いま御努力なさる滞納を防ぐための収納督促とでも申しましようか、この収納督促部門を強化する、そういう意味も含めて地方に営業局等を設置して、そうしてこれらと総括局と関連づける、すなわち有機的な料金収納体制をつくるということもまた考えられることであります。この、こういう構想について会社側としてはどうお考えなされるか、このこともあわせてお聞かせを願いたい。

○参考人(菅野義丸君)　現在行なっておりますいろいろな方法は実質的には暫定的な措置でございまして、これが常道に戻つたならばまた新しく料金収納の一番いい方法を考へていきたいと思つておるわけでございますが、まだまだその段階には至らないで、現在社をあげて努力して、とにかくたまたまおるものを片づけるというところに全力を注いでおるものであります。大体、昨年ぐらゐから七つか八つのことを行ないましたので、それを御説明申し上げます。

まず第一は、昨年は本社及び事業所の組織を変えまして要員を強化したのでございますが、これ

は従来本社に料金センターというところがございまして、料金収納の問題は全部この料金センターがやるのだ、こういうたてまえになっておりましたので、どうしても事務がおくれ、それからきめこまかい催促もできないような状態でありましたので、これではいけないというので、各事業所にそれぞれ要員を配置して、各事業所が分担してやろう、昔の形に戻つたわけですが、そういう形をまずとりまして。

二番目としましては、本年の二月からさらに料金センターの中にもっとすっきりと仕事ができるように組織を強化いたしました。

三番目としましては、私どものほうでは津々浦々まで営業所がございまして、国際通信を公社の電報局等に委託してやっておりますが、昨年春以来、公社に委託しました地域につきましても、会社ももし滞納があれば直接こちらから催促をする、督促を行なうという方法をとつたのでございます。

四番目は、料金収納の取り扱い銀行、つまり金融機関を地方銀行、相互銀行等に広げまして、さらにその他の金融機関、たとえば信用金庫というところにも拡大を進めておる次第でございまして。

それから五番目には、預金口座から振替制度によつて支払いができる、いわゆる自動支払いというふうなものも実施してまいつたのでござい

ます。それから六番目といたしましては、先ほどもちよつと申し上げましたが、早く請求書を発行できるといふ電子計算機等を利用して処理能力を強化していくということもございまして。それから七番目は、従来あまり強力にはしなかつたんでございますが、今度はどうしても支払を承知してくれないところには訴訟による請求もいたすことにしたというふうな、大体そんなような方法を講じておりますが、これは第二点の御質問、御意見にも関連しますけれども、さらに今

回札幌、仙台、大阪、福岡というところ

は料金の督促をするセンターをつくらう、これはごく小規模なものでございますが、そういうことを考えて近く実施したいと思つております。

御質問の第二点の大阪の点でございますが、この一カ所でもって料金の何といひますか統括所みたいなものをつくるといふことはもう経験済みでございます。むしろ各事業所がそれぞれ自分のところでもって使つたものを催促するというのが非常に能率があるようでございます。ことに大阪は大体全国的に見ましてそんなに大きい比率ではなく、一八%ぐらいのものでございます。沖繩でもつて一・五%、ほとんどが東京付近でございます。そこで今度大阪国際電話局がございまして、そこに料金の総括局みたいなものをというところはまだ全然考へてはおりません。しかし、やはり一つの事業所といたしまして、東京でもやっておりますけれども、督促事務とか収納事務は、これはもう分担してもらわなければならぬと思ひます。また先ほど申し上げました福岡、広島とか仙台、札幌というところには小さいながらもそういうセンターを置いて、そして足しげく通つてその付近の督促をする、こういうふうに考えておる次第でござい

ます。○森勝治君　私はたとへばということで、そういう督促強化の線というところで伺ひをしてみたわけでございますが、私が御質問した、そういう方法ではどうかという話は経験済みだからという御意見でございますが、このことについては私は重ねて会社側で——いま直ちにここでイエス、ノーという答えを求めようといふせつちかな質問はいたしません。したがって私がそういう形でどうかと申し上げたことについては、重ねて申し上げておきますが、一応ひとつ会社の幹部の皆さんに御検討をわづらわしいと思ひます。

そこで次の問題に移りますが、いま申し上げたような組織、機構とはちよつと離れますが、しかしこれは関連性がありますから私は伺ひをするのであります。本来、この料金収納業務という

ものはKDDの職員が行なうものではないかと思うのです。ところが現在では暫定措置という名のもとに嘱託やパートタイマーをもつてこれに充てておるといふふうに聞いております。そういういたしますと、先ほど非常にきれいで、しかも明快な回答があったように、滞納解消のために総力をあげるといふお答えと若干具体的措置において説明を受けた私のほうの立場といたしまして、積極的な御発言と具体的な滞納防止、料金回収の施策というものが、職場の姿を見たいと思いますと、ややおとばにそぐわない面があるような気がするのです。お伺いをしていくわけでありまして。

何といつても、この料金関係に携わる職員のいわゆる要員措置というものを、これを確保するものにしない限り、あなたもかきで向こうから窓口を持つてきてくださるのを待つというところから終始するとするならば、まさにこれは百年河清を待つにひとしいのでありますから、先ほど明快にお答えいただいたように、当然、これらの問題については職員を、いわゆる定員を配置して、積極的に取り組む姿勢をひとつお示しを願いたい。

○参考人(菅野義丸君) 先ほど申し上げましたように、現在、とにかく昔から滞納している額をもう急速にここで掃いてしまおうというのが目的で、非常手段のようなかつこうでもって暫定措置を行なつておるわけでございます。したがって、この状況が好転いたしましたルールに乗りまして、恒久的な方法を講じていきたいと考えております。それまでのほんとうに常態でない現在の状況でございます。先ほど先生のちょっとした御高見も恒久的な制度のときに十分考えたいと思つております。大阪の問題でございます。

それから職員、嘱託の問題でございますが、何といつても中心になつてゐるのは職員でございます。職員をこのために増加した数も相当な数でございます。嘱託は多くはそういう方面に経験のある、たとえば電電公社でもって定年でおやめになつた方とか、あるいはその地方の有力者である

とか、こういうような方にお願ひしておるのでございまして、これはお年も召しておりますし、また非常に力のある方でございますので、フル勤務ではございませぬけれどもフル勤務の方もあります。そういう方にお願ひして、私どもの会社の社員と一緒に努力していただいているような状況でございます。その結果、だんだんとその効果があらわれてまいりますが、もちろん必要ならば職員を定員を増しまして増員するのでございませぬけれども、いまのような社をあげてのこととはもうそんなに長くは続かないのではないかなんて、なるべく早く解消して、ルールに乗った収納の体制に入りたい、こういうふうにかえておる次第でございます。

○森勝治君 社長がせっかくそうおっしゃるから、私はこの点についてはたまたまかけしません。ただ一言だけ申し上げておきますが、労働者といふものは、生活の基盤がしっかりと初めて生産の第一線に立つことができるのであります。これはもう多年の経験とその道の大家であります。野社長におかれましては十分御配慮あつてなされておることと存じますが、今日のように営業成績が非常に高まつてきておるKDDの中では、不完全雇用のような、パートのような、いわゆる臨時的な要素を持つ職員といふものは、なるべくそれら職員は本職員に採用して、安心をして国際電話業務に従事することができるよう、今後十分そういう方々についてもひとつ御配慮をお願いをしておきます。

そこで、いままで御質問を申し上げましたこの料金収納体制の強化については、もっぱらKDDの対処方針といふものをお伺ひしてきたのであります。この問題は何かといつても、KDDの意気込みとそれを反映した内部体制の充実強化、しかもそれはたゆまない、じみちな、きめのこまかい努力の積み重ねといふものが滞納を排除する最も重要なものと私は考えます。しかし、それはいつても現行法のもとにありましては、通話停

止というようないわゆる強行規定と申すべきものがあるから、いわば俗に言う伝家の宝刀といふものがあるから、したがって電電公社のほうに高い収納率を確保しよう、そういうためにはおのずから境界がKDDの場合にはあるだろうと思ふのです。

こういう点につきましては、昨年末の衆議院の通信委員会におきまして、私どもの同僚議員が、郵政省が中心となつて電電公社、さらにKDDの三者で法制的な問題を含めて知恵を出し合つて話し合うようにと強く要請をいたしましたところ、皆さんもこれを快く了承されておられた模様には私は承つておるわけであります。このことについては、私も重ねて要望をして、この問題の前進をはかつていただきたいと思ふのであります。

さて衆議院でこの三つ要請に基づいてのお約束を今日までこの三者間でどのように具現される御努力をなさつてこられたか、かいつまんでひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(浅見喜作君) 先ほど来るKDD社長が当面の措置につきまして御説明申し上げたわけでありまして、私も監督の立場にあるものといひましたし、その状況を注視しつつ、ただいま御指摘の法的措置の検討という課題に取り組んでまいつておるところでございます。私どものみならず、KDDにとりましては切実な自社の問題でありますので、法律担当機構でも熱心な検討を続けておられるわけでありまして、また事柄が通話停止でありますとか加入権の問題にかかわつてまいりますと日本電信電話公社との関係もございまして、三者間に打ち合わせが必要であるというところで、先般来、三者間の打ち合わせを持っておる次第でございます。

○森勝治君 そのことについては、もっと詳しく御意見を申し上げ、お話も承りたいと考えております。その点については、後日、ひとつ直接他の場所でお伺ひをすることにいたします。

て、三、お伺ひをしてみたいと思ふのです。この大阪国際電話局の開設につきましては、従前からその方針を承つてきたところであります。その計画の概要と現在までの進み方及び一体この大阪国際電話局はいつごろサービス開始を予定されておられるのか、その辺のことについて、担当重役はどなたでしょうか、どうぞひとつお願ひいたします。

○参考人(有竹秀一君) お答え申し上げます。大阪の国際電話局の局舎につきましては、約三千四百平米の敷地に、地上七階地下二階で延べ約一万七千平米の建物を昭和五十年十月竣工を目途に工事の推進をはかつておる次第でございます。なお、この局舎は、必要があれば、建築制限の限度でございまして敷地面積の七倍すなわち約二万四千平米まで増築できるように設計されております。

また通信設備につきましては、終局にはクロスバー交換設備により二百五十台の交換台と国際電話回線七百五十回線の収容とを見込んでおりまして、その規模は、現在の大手町の国際電話局とはほぼ同じ程度のものになるわけでございます。ただ、さしむきは、交換台百台程度並びに国際電話回線四百回線収容可能な交換機によつて業務を開始する計画になっております。

で、ただいま申し上げましたような設備で、社長からも御説明申し上げましたように、昭和五十年年度末すなわち昭和五十一年三月には運用を開始できるように所要の準備を進めておりますが、完成後は、平常時にはヨーロッパ、アメリカ及びアジアの主要対地につきましては直通回線により、またその他通話の少ない国に対しては東京の国際電話局に収容されている回線を自動的に経由いたしまして、西日本のお客さまに東京の局と同じサービスを提供するということを目標としております。

以上でございます。○森勝治君 いま大手町やこの大阪の問題について若干触れられましたが、もう少し詳しくお聞

かせを願いたいのです。いまお話のありました電話局のいわゆる対外サービス地域というものは、いま概略ちよつとお話しになった模様ですが、もう少しその点について詳しく伺いたいんです。

あわせて、いま質問いたしております大阪の局を合わせますと、将来、新宿と大手町と大阪、この三方所ということになりますから、それぞれその対外回線を持つ電話運用が当然そこで行なわれることになりま。したがって、それらの局所における具体的な運用計画、回線計画はどのようにお考えになっておられるのか。特に私が気にしてこれは質問をいたすんでありますが、非常災害時の形態はどうされようとしておられるのか、このことについてもあわせてお答えをいただきたい。

○参考人(有竹秀一君) 大阪の国際電話局が運用を開始いたします昭和五十一年三月には、新宿の新しい国際電話局はまだ運用を開始していませんので、大手町の局と大阪の局というふうな二局の運用になると思うわけでございます。

それで大阪に直接接続いたします外国にまいります電話回線につきましては、先ほど申しましたように対アメリカ、それから対ヨーロッパ、ヨーロッパはドイツとスイスをとりあえず考えておりますけれども、それから東南アジア及びアジア地域では韓国、台北、香港を考えているわけでございます。それらの回線を合計いたしますと、初期に約百回線ぐらゐの対外直通電話回線が大阪の局に収容されることになると思うのでありますけれども、御承知のように電話の需要は非常にふえてきておりますので、その後毎年回線数を増加いたしますと同時に、さらに対地につきましても、たとえばシンガポールであるとかロンドンであるとかインドネシアであるとかホルンであるとかいうような外部につきまして直通電話回線を逐次大阪に収容してまいる予定でございます。

それから非常災害時の問題でございますけれども、これは東京の局が非常災害を受けた程度にも

よりましていろいろ差異がございますけれども、ただいま申し上げましたような平常時大阪局で運用しております対外直通回線に加えまして、東京局に収容されております対外電話回線のうち主要なものを災害時には大阪の中継などにもさらに利用いたしまして、かりに大手町及び新宿の両国際電話局が両方とも機能を完全に停止したというような最悪の場合でも、平常時の約四分の一、二五％の通話を疎通できるように計画している次第であります。そういう災害時には、当然、東日本の御利用者も大阪局を呼び出して通話ができるような措置を講じていく所存でございます。

○森勝治君 この際、電電公社にお伺いをしておきたいと思うのでありますが、国際電話の自動化はいわゆる電子交換機の設置が当然前提となるわけですから、電子交換機の導入計画について電電公社はどう考えておられるのか、どうされようと思われのか、この点ひとつお伺いをしておきます。

○説明員(清水通隆君) お答え申し上げます。電子交換機の導入につきましては、すでに東京、名古屋、大阪等の一部に導入をいたしておりまして、ただいま先生のお話しございました国際自動通話を希望する加入者に対してすでにサービスを開始いたしておるわけでございます。

その後、国際電話の要望もございまして、それ以外に電電公社といたしましてのいろいろの立場、すなわちこれからのいろいろなサービスの多様化等に対応しますこともございまして、さらに信頼度の向上、特に回線網の疎通あるいはたまたままたまお話がございました災害時等の対策、そういう場合も考えますと、電子交換機の導入は非常に都合のいい点もございまして、ございまして、現在、逐次、東名阪以外の都市にも拡大をはかつております。現在計画をいたしております第五次五カ年計画の中では、大抵、県庁所在地クラスのところまでは五十二年度末までは普及

をはかりたい、このように考えているわけでございます。

○森勝治君 そこでKDDにお伺いしたいのですが、この大阪国際電話局の自動化の具体的な実施時期、いまサービス改善の日にちばかりでしたが、自動化の具体的な実施時期をいつごろに策定されておられるのか、この点お伺いします。

○参考人(有竹秀一君) 大阪の国際電話局につきましては、とりあえずは、いわゆる完全な自動交換設備は設けられない予定でございます。と申しますのは、現在大手町に自動交換設備がございまして、これが一日に約五千通話の発信を取り扱えるような能力を持つておるのでございまして、けれども、諸般の事情で、現在、平均して平日五十通話ぐらゐしか発信がないのでございまして、大手町の設備の余裕が非常にございまして、当分は、これによってカバーしていきたいというふうに考えております。

もちろん西日本の御利用者につきましてもダイヤルをお回しになれば、初めにその信号は大阪の新しくできました国際電話局に入つてまいります。それから大手町に中継されて外国に出ていくという形になるわけでございます。したがって大阪国際電話局にいつ全自動の設備をするかという点につきましては、今後、そういう利用の動向、増加状況等を考えまして、きめてまいりたいと考えております。

○森勝治君 皆目計画もなければ見当もつかない、こういうことですか。それとも当分そういうことは意思がないと、こうおっしゃるのですか。

○参考人(有竹秀一君) お答えいたします。私も、この全自動の需要はもっと急速に増加するものと予想していただいておりますけれども、先ほど申しましたように、いまのところ設備容量のわずか一割ぐらゐでございまして、まだ始めたばかりのサービスでございますので、今後の動向を見た上できめたい、こういうふうに考えております。

○森勝治君 今後の動向を見た上でということば

は、当分やらぬということの表現の変わったことばと受けとっていいですね、いいですか。今日のうちに機械化文明がもう目の中や体の中まで押し寄せようとする段階にあたって、いまお答えになった問題についてはKDDとしては当分考えないのだと、そういうふうなお答えだと受けとっていいですね。

○参考人(有竹秀一君) 先ほどもお答えいたしましたように、全国どこからでもいわゆる電電公社の電信電話交換局に加入されておられる御利用者には、西日本、東日本を問わず全自動のサービスを御提供できるわけでございまして、ただ、その場合に働きますおまな交換機が現在東京の大手町の局にある。で大阪の新しい国際電話局には、あえすはそういう設備がないということでございます。もちろん、将来、新宿の新しい国際電話局が完成いたしますと、全自動の交換機の主力は新宿のほうに移つてまいりますので、必要があれば大手町の設備を大阪に移設して、大阪でも現在大手町と同じように全自動交換機能を持つた交換設備を設けることはそれほどむずかしいとは思いませんけれども、いまのところ、その必要がいつできるかという見当がついていない、こういうこととでございます。

○森勝治君 いずれにいたしましても、この国際電話の自動化というのはあかも水の流れることきものだらう、いわゆる時間の問題だろうと思ふんです。

そこでお伺いしたいのは、国際電話の自動化に伴つて手動台の受付番号、そういうものが必要になつてくるんじゃないかと思ふのです。まず電電公社にお伺いをしたいんであります。電電公社はそのことについては十分お考えになつておられると思うのでありますが、この点をひとつお聞かせ願いたい。

さらに、もしそういうことになりましたら、この電話番号に対応する地域なども電電公社と国際電電の中で話し合いがもうなされて、いわゆる協議されているものと、こう思ふのであり

ますが、このことについてもお聞かせを願いた
い。い、後段の問題については電電公社からお答
え願ってもKDDからお答え願ってもどちらでも
よろしいです。

○説明員(清水通隆君) たいだいまの手動台の受付
番号の問題でございますが、現在は東京におきま
しては一〇九という番号を使っております。一
部まだ東京の市外局番を使いました番号を使っ
ておることも御承知かと思ひます。これは主として
東京以外の地域からの番号でございます。

で、たいだいま大阪におきましてのいろいろな計
画があるわけでございまして、これらに對しまし
て、どのような受付番号にするかということにつ
きましては、KDDのほうからかゝつてから公社
に對しまして御相談がございました。ただ番号計
画は御承知のように非常に大事なものでございま
す。特に国際通話といひましても電電公社が管理
いたしております国内の通信網と密接な関係があ
るわけでございまして、それらとの関係において
の番号をきつと立てるといふ必要がございま
す。そのようなことから国際電報のほうのいろい
ろな御希望も承つておりますが、必ずしもそれに
一〇〇%応ずるわけにはいかないというような点
もございまして、実は、かねてからいろいろと打
ち合わせをいたしておるわけでございまして、

国際電報の御希望といひますのは、全国的に手
動台の受付といひものを国際自即と同じような最
初に〇〇といひ〇を二つなぞしましたあとにある
特殊番号をつけることによつて利用したいといふ
ふうな御要望がございまして、これらのお気持ち
も非常によくわかるものでございまして、国内
事情等も十分勘案しながら先般来計画を立ててお
つたわけでございまして、その結果、二番目のほう
の御質問にも若干関連してまいるのでございま
すけれども、とりあへず大阪地域におきましては〇
五一といひ番号をまず一〇九のかわりに使おう
といふことまでは現在了解点に達しまして、
電電公社といたしまして、こゝろいった番号を使
います場合にどのようなことになるかといふこと

についてかなりの検討を進めておる状態ござい
ます。したがひまして、それ以外の地域——ある
いは東京も含めましてでございますが、それ以外
の地域につきまして、このような番号を将来とも
使つていくかどうかということにつきましては、
電電公社のほうのいろいろな回線ネットワークの関
係もございしますものから、最終的にはきめて
おりませんが、できるだけ国際電報のほうの御要
望に沿うようにしたいといふ気持ちで検討を進め
ておるということでございます。

○森勝治君 KDDのほうはいいですか。

○参考人(有竹秀一君) お答えいたします。

たいだいま清水計画局長からお話ございました
ように、大阪につきましては、これは大阪市内が
主でございますけれども、とりあへず〇〇五一と
いふ番号で手動台は呼び出していただく。それか
ら大阪以外の西日本各地につきましては、ある特
定の加入者番号のようなのをきめてまして、それ
で大阪の局を呼んでいただくといふふうにお願
いして大体のお許しを得ております。

そこで先ほど東日本、西日本と申しましたので
ございましてけれども、大阪の国際電話局が受け持
ちます加入者区域と申しますか、サービス区域は
いづゆる市外番号で〇六から〇九まで、近畿、中
国、四国、九州を含めた地域でございます。

○森勝治君 この問題についても詳しくお
伺ひしたいのでありますが、やむを得ず時間があ
りませんから次に移りたいと思ひます。

次の問題は、いよいよ完成間近になりました新
東京国際通信センターについての質問を二、三し
たいと思ひます。

御承知のように、新東京国際通信センターが間
もなく新宿に完成しようといひしてあります。何
といひましても技術革新の最も激しい通信事業、
しかも国際部門を一元的に預かつております会社
といたしましては、将来、この事業を円滑に進め
ていくために、新しい内容を持った業務といふも
のをどのようにして導入されようといひされておるの
か。また世界の通信事業の動向からいたしまして

も、どの時点にどんな業務を導入していけるの
か。そういう御計画等があらば、概要でけ
っこうですから、お聞かせをこの際願つておきた
いと思ひます。

さらに、お聞きいたすところによりますと、こ
の新しい国際通信センターももう十年ぐらいで満
ぱいになる、こんなことをすでにもうささやかれ
ておられる模様であります。建物、特に機械設
備を伴う建物等は長期の予測のもとに計画的に考
えておやりならぬと、ややもすればそこを来た
す、そういうおそれがあると思ひます。

が、将来の通信事業を進めていくために、たとえ
ば、先般お伺ひしたところによりますと大手町局
舎は当分そのまゝというお話でございますが、
先般も御指摘申し上げましたように、あの局舎は
すでに老朽であります。老朽でしかも腐朽の状態
でありますから、あつたまま職員を仕事に従事さ
せるといふことは労働管理の上からも好ましく
ではないし、当然避けなければならぬと思ひ
てあります。したがつて大手町局舎の建てかえ
と、私は先般はもう新宿へりつぱなものができる
のだから大手町局舎は必要ないではないか、こう
いふ御質問を申し上げたところが、とんでもな
い、これを生かして使つた、こういふお話であ
りましたから、いま、さらに質問をしてゐるわけ
であります。この大手町局舎の建て直しあるい
は改造等を含めてお伺ひするわけであります。が、
どうされようといひされるのか、ひとつお伺ひした
い。

○参考人(増田元一君) 最初の、新しいセンタ
ーにおいてどういう業務を導入するかという御質問
でございますが、昭和五十年におきましては、
国際航空データサービス、それから国際販売在庫
管理システムサービス、国際データ通信個別シス
テムサービス等のデータ関係のサービスを提供す
ることを考えております。

それから昭和五十一年度には、衛星回線により
ます四十八〜五十六キロビット/秒データ伝送、
非常にハイスピードのデータ伝送専用回線サービ
スを提供したい。それから五十一年度には、テレク
スの電子交換システムを導入いたしますが、その
際にキャンブ・オン・サービス、それからアナウ
ンス・サービス、それから短縮ダイヤル、こうい
うようなサービスを導入する考えでございます。そ
れから、やはり昭和五十一年度でございますが、
電話電子交換システムが導入されますので、その
際、案内サービス——これは回線の障害状況、国
番号、国別料金等の案内を自動的に行なうもので
ございします。それから多国籍間通話サービス、
こういうものを考えております。

それから昭和五十三年度には、プース間の国際
テレビ電話サービスを考えております。

以上のほか、現在、調査検討しておりますもの
は、国際加入テレビ電話サービス、国際船舶テレ
ックスサービス、電信交換網を利用いたします二
百ボリ以下のデータ伝送サービス、プレス・プレ
ティン・サービス、こういうものをたいだいま検討
いたしております。

第二の問題は、新宿センターができました場合
に、大手町局舎をどういふふうに使つか、こうい
うことでございしますけれども、非常に国際通信の
需要が伸びてまいりましたので、たいだいまのとこ
ろ、私どもといたしましてはこれを併用して使う
考えでおります。考え方はいたしましては、現有
設備の経済的利用、あるいは非常に大手町は立地
条件がよろしゅうございします、それからまた局舎
ができましたからの耐用年数を考えましても、こ
れを引き続いて利用するといふことがいいのでは
ないか、こういふふうにご考慮を願ひいたします。

以上でございます。

○森勝治君 大手町は、何か場所がよいから今後
大いに活用すると、新宿と一緒に活用すると、こ
ういふ意味ですか。

○参考人(増田元一君) 新宿通信センターができ
ましたも、大手町には窓口営業関係業務を運営し
たい。それから先ほど説明がございましたが、当分
の間は電話が非常にふえますので、その交換台を

やはりあそこ置きまして、東日本地区からの半自動—手動通話サービスを提供していきたいと思っております。それから電報中継機械化設備、これは託送関係端末設備は除きますが、あそこ膨大な電報中継機械化設備が現在ございますが、これはあそこ置いておきたい。それからテレックスの加入者線交換設備というのが現在もございしますが、それも大手町に残して業務を行ないたい、こういうふうに考えておるわけでございします。

○森勝治君 大手町の社屋の活用措置等については、昨年もお伺いしたところでありまして、重複を省きたいと考えておりましたが、昨年と、この大手町局舎の使用をめぐっての会社側の考え方がだいぶお変わりになった模様と承ったわけで、私は。

ですから重ねてお伺いしたいんでありますが、地の利を得ておる場所だから、サービスという部門を考えて活用されるということなんでしょうか。私が昨年質問いたしましたとき、巨大な新宿ビルができるのだから大手町を置いておく必要はないではないか、こういう設問を試みましたところ、いや新ビルは入り切れないのですというお答えであったはずで、ところが、きょうの話になりますと、地の利を得ておるからあそこ置いていたほうがけつこうだというお答えになると、一体、一年の間にそんなに方針がくるくる渦巻きのようになつていくのか、若干、私は奇異な感に打たれた。

あなた方はまともなお答えと思うであります。あなたが、私としては、どうもおかしいな、どうしてそう変わつちやうのか、という気がするんです。もちろん昨年のお答えの方といまお答えになられた方は別人でございますから、それは当然そういうお答えになったのかもしれないが、会社の方針をひとつお聞かせをいただきたい。それではないと、次、これから若干質問しようとする問題と関連がありますから、私はくどくどいうふうな重複したような質問をしておるわけです。

○参考人(板野學君) お答えいたします。

昨年、御質問になりました事項につきまして私どもが答弁いたしました点をあらためてまたよく調査いたしますけれども、私どももいたしましては、これは最初から新宿と大手町というものは併用の方針でいくということをかねて考えておるわけでございまして、この点につきましては郵政省のほうにも十分御了解のもとに、また郵政省のほうもせっかくああい場所、ただいま非常に便利がいいと申しましたけれども、そういう場所設備がございまして、またその中に入っております設備、たとえば電報中継機械化のごときはまだまだ寿命もございまして、そういう点からいまして、大手町の局舎を活用するということが会社の経営のために非常によろしいし、また、これを利用されるあの付近の方にとつても非常に便利である、こういう観点からという方針で私ども来たわけでございまして、さらに今日におきましては通信の需要も非常にふえておりまして、ますます新宿の新しいセンター並びに大手町局舎を併用していくほうがいろいろなサービスの面それから会社の経営の面からいっても非常によいというふうに現在でも考えておる次第でございます。

○森勝治君 これは私の記憶違いならばお許しをいただきたいのですが、当時のお答えは、私が先ほど申し上げたように、新宿に大きな建物が建つたのだからもう大手町は必要ないじゃないかという話の中で、当分通信として活用するけれども、たとえば将来は訓練とかそういうほうに活用する、というお話、いわゆるまあ付属局舎という、だから直接の通信の第一線じゃなくて、他の厚生とかそういう関係にお使いになる、こういうふうには私がお答えをいただいたと思うのです。ところが、いま副社長のお話でも何か需要が非常に多くなったからとお答えになつておるわけです。もちろん人口もふえるのですから需要が多くなるのは当然でありまして、当初のお答えは必ずしも——いまは大手町の局舎があたかも必要欠くべからざるのかのごときお答えに変わつてきて

おるから私はこういうふうにしつこくその真意を昨年と違うからただしているわけです。しかし時間がありまじから、そのことについてはあとで直接お答えいただくことにいたします。

それでは次の問題に移りますが、現在、本社等の事務部門その他で、いま霞が関をはじめたくさんいゆる借家住まいでございまして、この国際通信センターが完成されればそちらに全部移転してしまふべきもの、私はこう考えておるわけですが、したがって現在この国会から新宿、有楽町にかけて数カ所貸しビルを御使用になつておられる問題につきましては、当然これはもう解約されてしまふべきもの、こう考えておるわけです。

そういう意味で質問するわけですが、私が推理をしていられるようなそういうことに問題が連んでいくのかいらないのか、この点が第一点です。それから現在借りておられるビル、建物の面積と借料はどのぐらいになるのか、億をもつて数えるのか、百万単位なのか、この辺もひとつあわせてお答えをいただきたい。

○参考人(古橋好夫君) お答え申し上げます。話の順序としまして、初めに現在借りておりますビルディングの名前、面積それから全体の費用を申し上げます。それからその前の虎ノ門ビルに五百七十平米、それから大手町の近所のタイム・ライフビルに千五百六十平米、それから同じくその近所に第五中央ビルというのがございますが、それが千七百八十平米、それから市ヶ谷の近辺にございましてヴォーグビルに二千平米、あと倉庫等若干ございまして、借料は以上全部合わせますと月額三千二百万円程度になります。それから借り入れ総面積が一萬二千四百平米ぐらいになります。

それで先ほどの第一点でございますけれども、もちろん新宿ができましたら、できるものは全部すみやかに移転するというところで移転計画を立てておりまして、先ほど申し上げました霞が関ビルの六千平米、虎ノ門ビルの五百七十平米、それから倉庫、平米を実は申し上げませんでしたけれども

も四百八十平米、これらは直ちに新宿センター完成と同時に返還いたします。そのあとヴォーグビル、これはちよつと年末になるかと思ひますが、これは訓練関係でございますので施設の移転がございまして、訓練関係のヴォーグビル二千平米でございますが、これらを含めまして四十九年末には四分の三返還いたします、四分の一の三千三百平米が持統して借りることになると思ひます。その場合の費用はやはり四分の一程度であつて月額八百万程度の費用が要るかと思ひます。

それから、タイムライフ及び第五中央という大手町近辺の建物でございまして、これは先ほど来からお話が出ておりますが、あそこにある設備の移転でございまして、建物も新築にすまして、設備をあそこに入れ、働くようにいたします。これは一年と一年半とかかかりますので、それらができましたらから逐次移るようになると思ひます。大抵一年半ぐらい先になるかと思ひます。

以上お答え申し上げます。

○森勝治君 四十九年末で借り部屋の総面積が三千三百平米とありますが、これはどうして返せないのですか。

○参考人(古橋好夫君) 繰り返して申し上げますけれども、大手町にはなおテレックス交換機とか、それから電話交換機その他主要業務がそこで行なわれておりますので、その設備ができませんと、三千三百平米現場の事務室が入っておりますが、その現場の事務室を移しましては新宿から通うということになります。かえつて不便かと思ひますので、これは設備が完成して業務が移行いたしますまではやむを得ないかと思ひます。

○森勝治君 時間がありませんから先を急いで断片的な質問になつてしまふのでありますが、やむを得ないというのはどういうことでしょうか、人に貸すほど新宿ビルが余つてゐるんでしょ、そうじゃないですか。そのお答えはこれからの質問のあとでもう一べん重ねていたしていただきます。

参考人の皆さんには申しわけありませんが、いましばらくで終わりますから、ごしんぼうをお願いいたします。

どうも何かKDDの計画を見ますと、新しい局舎を第三者にお貸しになる。よその建物は借りておつて返さないで、今度は自分のせつかくつくったきれいな建物、全職員が全部そこへ入りたいと熱望しているのに大手町のような狭い老朽したところへ職員を置いておいて、第三者に賃貸をするという計画があまりな模様ですね。

そこで私は聞きたいのでありますが、第三者にお貸しになるのはどこなのか、これをひとつお答えいただきたい。

時間がありませんから私は重ねてこの際質問をしましていただきますけれども、この貸す計画の中で、F M東京という会社はこの新局舎をお貸しになるという事です。これは一体どういうことなのかさっぱりわからぬのです、私どもは。

一年前、大手町局舎のことで質問いたしました。新局舎が新宿にできたら大手町局舎は必要はないのではないかと申し上げたときに、機械が一部すぐに移れないということもありましたが、新宿のスペースがどうのこうのというお話でございました。だからよもや第三者にお貸しになることではないように思つたのでありますが、F M東京のような国際電気通信事業と全く関係のない民間企業にお貸しになる理由はありません。自分のきれいな新局舎を他人さまに貸しておいて、かわい

い部下は店子住まいというのはどういうわけですか。私どもは、失敬であります、国際電電の経営者の経営の頭脳を疑いますよ、この点は。まさかこんなことではないと思つた。F M東京にお貸しになるといふ話ですから、契約されたかどうか知らぬが、お貸しにならないなら私のいま申し上げたことは全部取り消したしますよ。しかしお貸しになる、契約される模様ですから聞くんですよ。

他人さまにお貸しになるほど局舎にゆとりがあ

るならば、借りている局舎はみんな返してしまつて、新社屋ビルに収容がえするのが当然じゃないでしょうか。経営のイロハのイの字じゃないですか、失敬でありますけれども。むしろそういう他の第三者に貸すようなことをせずに、いまま大手町の狭隘なところで長年がまんをして住んでおつた皆さんでありますから、やはり新宿に全部収容してあそこをひとつめ場所にしていただいて、これら長年苦勞をともにしてきた職員の労働環境の改善に役立たせるのが再生産に最も役立つだろうと思ふのです。まあ何か大手町のテレックスとか何とか言いましたが、皆さんの決断次第でそんなのは新宿の新局舎に収容できるのです。何も自分がよそからうちを借りておつておもや他人に貸す必要にありませんよ、私はそう思う。どうしてこういうことになつていくのですか、政治的な背景があるのですか、私はそのように考えざるを得ないです。どう皆さんがこじつけられようとおかしい、だれだつておかしいと言つてい

大手町の局舎が古くても自分の建物の中に住んでいるなら、ときにはやむを得ないときもあるでしょう。たとえば大手町の通信業務が直ちに移れないなら別ですけれども、ほかの貸しビルなんか全部返したつていいじゃないですか、わざわざ他人さまに借りなくてもいいじゃないですか。本社のきれいな建物は安く他人に提供して、かわい部下は借りビルで過ごせ、おかしいじゃないでしょうか。

きょうは、皆さんは参考人でおいで願つておるわけですから、これ以上失敬な発言はできません。私も立場をわきまえて丁寧な発言をしなげななりません。したがって、これ以上私はこづを強めませんけれども、どうかひとつそういうところを考へてください。かわい従業員立場もひとつ思いやってください。このことについてお答えをいただきたい。

○参考人(菅野義丸君) 新宿の国際通信センターの建物は、先ほど森先生もおっしゃつたとおり、今後十年ぐらひは使えるという計画でもつてつく

つたのでございます。もちろん十年というのはその当時の計画でございまして、大手町も一緒に使うということだつたと思ひます。

したがいまして、ことに上層のほうの階の事務室用の階層はまだあいております。そこで、ただあけておくということは非常に経済的にいゝかかと思ひまして、まずこれは利用しなければならぬ、ついでに少しでも使用料が取れるようなところに貸そうということをきめたのでござい

ますが、一向に希望するところはなかつたのでござい

ます。というの、私どものほうでは年限を切らなければ貸せないのでござい

ます。こちらのほうで必要なときにはいつでも出ていただくという非常

にきびしい条件がございまして、おそらく最高

のもので、私詳しくは知りませんが、五年

以下になつてははるばるでござい

ます。そういうよ

うな条件で借りるところはほとんど普通のところ

はないのでござい

ます。ところがF M東京の会社

はそのときもそれでいいから何とかひとつ貸して

くれといつてようやくその階層の一階がふさがつ

たようないきさつでござい

ます。別に政治的の考

えも何にもなく、これは主として経営上の都合で

貸したのでござい

まして、これは必要があれば

いつでも出ていただきます、またどんなに長くても

五年ぐらひしか貸せないという見当でござい

ます。

その他に貸してあるのは、私どものほうの子会

社とかあるいは外国の通信社の代表部というよう

なところでもござい

まして、現在も霞が関ビルでも

つて一緒に勤務しておるようなところでもござい

ます。こういうものに対して

もやはり先ほど申

しました条件はきち

つておいて、こち

らが必要のときにはいつでも出てもら

う、それから、それ

は決して安くはないのでござい

ます。普通の相

場でございますして、相当の賃借料をいただ

つております。

それから大手町局舎の近くに二つばかり小さい

ビルを借りておりますが、これを返すべきじゃな

い

かと、これはほんとうに

ごもつともな御意見だ

と思ひますが、これは何

といつても大手町の局舎

の事務員でござい

ます。それで現在機械で一

ぱいになっておいて、事務

系統の者を外に出

しているの

でござい

ます。もしこれを新宿へ移す

ということになり

ますと現場の人たちの連絡が大

手町と新宿と非常に分かれて

しまいますので、や

むを得ず二つばかりは借りて

おくということに

した

ような次第でござい

ます。

○森勝治君 このことについて

も、もつともつと

掘り下げたお話を承りたいと考

へておりました

が、残念ながら時間がござい

ません。

そこで私は最後に一点だけ伺

いをして私の質

問を終わりたいと思つてあり

ますが、最後の

一点と申しますのは労使の問

題についてであり

ます。

私は、事業というものは労使の相互信頼の上に

こそはじめて発展が約束されるものであつて、不

信がばつこする職場というものは衰退に傾くだろ

う、こう考へております。世間から見ますと国際

電機株式会社というの

は理想的な職場だと若者の

諸君のささやきにあり

ます。しかし一步KDDの

中に入りま

したときには何が

あるだらう

か。もちろんこの世の中

には未来に対する希望

を持たない人はい

ません。未来に対する希望

が大きければ大きいほど現

状に対してあきら

みがないこと

ばで表現いたします

が、どこにでも不満とい

うものは、特に春秋に富

める青年諸君の胸にはあ

ります。よい意味ではこ

れは野心といふことばに

通ずることばでありまし

ょうけれども、いわゆる青年

は正義を見詰める眼が非

常に強烈なだけに、現

状にあきらめない気持

ちがうつづつたものがあ

ります。そこで自分の考

へたこと、思つたこと等

を上司等に話をし、たと

えば通信回線の改革等

についても意見を傾け

ようとしてそれらの諸

君がするよう

なときには、最近はどう

もなまぬきだとい

う声が

幹部の皆さん——幹部

といふのは経営者の皆

さんです、管理者の皆

さんにあつて、何か建設

的な

な

な

な

な

意見が従来と違つて乏しくなつてきたように私は印象づけられております。これであつてはならぬと思うのです。

ですから、通信事業というものに対して世界が目まぐるしく変わつてきましたから、多少価値観の問題についても、いまの世代の若者と古い時代で生きてきた人々との間に、いわば従業員と管理者の間では何か価値観についての相違はあるであらうでしょう。しかし、もつと職員が勇んで仕事につくことができるような社内環境の整備にひとつ経営の皆さんは心がけていただきたいのであります。

いまKDDの諸君の中で何を言っているだろう。あまりことあげるとまがございせんから多くを語りませんが、理想的な職場だといわれたKDDの諸君のことばの中には、このような状態が今日以降さらに長く続くとするならば、電電公社に戻つたほうがよいなどということばが風のたよりに私の耳に入つてまいります。私も実は驚きました。新会社ができたとときは、先ほどもことあげましたが、電電公社におられる方々よりも二割も基本給で上がったことは事実であります。春闘のときの会社の要結の中身を見ましてもわかりますように、みんなが喜び勇んで、よかったと喜び合えるようないまの給与のシステムでございせん。

冒頭に質問いたしましたように、高収益をあげている事業といわれているKDDに対しては、職員に対する労働の対価すなわち反対給付というものが私はそこに働く諸君の期待感を薄めていくような気がしてならぬわけでありまうから、もう少し信頼感を取り戻すことができるように、何といつても経営者の皆さんは、若い諸君から比べまして、人生の面でも風雪をしのいでこられた方々ばかりが経営の衝に当たつておられるわけですから、世の中のこと何でも御存じのはずであります。したがつて若い諸君も喜んで事業に精出すことができるような職場環境をぜひともつくつていただくように御努力をお願いしたい。私のこの発

言はせつかく参考人と呼んでいただいた方々に対してはまことに失礼な発言と自分で考へつつ、しかもなおかつ経営者の皆さん方にはこの点を申し上げざるを得ない私の気持ちもまけて御理解をいただきたいと思つております。

どうぞひとつ、これからは電電公社の国際部門を受け持つ日本の唯一の産業でありますKDDが、労使とも一体となつて、世界の文化の先がけたられんことをお願いいたしながら、私の質問を終わります。

どうもきようはありがとうございました。

○委員長(川村清一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村清一君) 速記を起こして。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時十六分開会

○委員長(川村清一君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、塚田十一郎君及び小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として嶋崎均君及び須藤五郎君が選任されました。

○委員長(川村清一君) 休憩前に引き続き、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○山田徹一君 日本と世界とを結ぶ通信事業に日夜御苦労されている国際電信電話の事業に対して、敬意を持っておるものであります。今後の事業の発展の上から見て、本年は試験の年として事業に取り組まれることを心からお願いいたしておきます。

私は、先ほど森委員のほうからすると質問がありましたので、焦点をしばりまして資料の営業報告、その中身の問題についてちよつとお尋ねしてみたい、こう思ひます。

初めに営業報告書の貸借対照表の投資欄を見ますと、投資の内訳の中に子会社株式一億円が計上されておりますけれども、この投資はどういうところに投資されているのか、お尋ねいたします。

○参考人(鶴岡寛君) 本投資は、この一億円は、国際ケーブルシップ株式会社の投資でございます。この会社は、ケーブルの敷設あるいは保守を行ないます当社の子会社でございます。

○山田徹一君 そのほかに投資している会社等ございませうか。

○参考人(鶴岡寛君) そのほかに投資をいたしておりますのは、有限会社整社並びに同じく大整社、また財団法人国際電信電話共済会、それに今度四月十六日に設立いたしました国際通信ビル株式会社でございます。

○山田徹一君 国際ケーブルシップ株式会社に対して、この一億円が投資されているというところでございませうが、このKCSの設立の趣旨並びに設立年月日、二番目にその事業内容、三番目にそのKCSの資本金並びにその会社の役員数並びに社員数等について、わかる範囲内で説明をしていただきたいと思ひます。

○参考人(鶴岡寛君) まず設立の目的でございませうが、これは先ほど申し上げましたように、海底ケーブルの建設、保守、海底ケーブルの運送並びに海洋の測量調査その他でございます。設立いたしましたのは昭和四十一年の三月一日でございまして、資本金は一億円でございます。役員は専任五名、兼任二名でございます。職員は二十名と相なっております。

○山田徹一君 そこでお尋ねしますが、KDDは国際電信電話の一切の電信業務を独占しているわけでありまして、独禁法の適用除外に指定されております。国際電信電話株式会社がそのためにつくられておるといふわけでありませうが、郵政大

臣の監督のもとに、KDDは特殊法人として一切国際電信電話株式会社法のもとに運営をされていくわけでありませう。だが、この子会社について、KCSの設立は独禁法上の問題はないのかどうか。ないと思はれば、その法的根拠、これはどこにあるのか、郵政省にお答え願ひたい。

○政府委員(浅見喜作君) 国際ケーブルシップ株式会社の定款にございませうに、第二条一号「海底ケーブルの建設及び保守の請負とございませう。

本来、これらの業務は会社が直営すべきものでありますけれども、きわめて特殊な作業形態並びに運営を有します関係から、他の、たとえば同じく独占企業体であります日本電信電話公社にいたしましては建設、保守の工事を民間に請け負わしめて例がございませうに、通常の民法上の請負契約に基づきまして下請せしめるということとは差しつかえない、かように考へております。

ただし、この会社設立に際しまして、昭和四十年度の事業計画認可の際、出資ということからいたしまして事業計画は認可にからしめております。

○山田徹一君 KCSの資本金が全額KDDの出資であるという点、この点から見て、またその事業内容が特殊な運営を必要とするといえども、このKDDのいたすべき事業の一環であるはずであります。

そこでKDDのこの株式会社法の第二条によりまして「国際公衆電気通信事業を営む外、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他前条の目的を達成するために必要な業務を営む」このようにKDD法にははつきりとなつておるわけですね。したがつてKCSのような内容の子会社設立ができるという法はどこにも法的根拠が明確でないわけですから、KDD法には、したがつて、どの条文からこういふ子会社の設立をしてよろしいということが言えるのか、その辺を御説明願ひたい。

○政府委員(浅見喜作君) ただいま御指摘のよう

に、本来、こういう建設、保守業務はKDDがいたすべき事業の一環であること間違いございません。しかしながら、他の例もあげたわけでありませうけれども、すべての建設、保守工事をみずから行なうということが会社経営上はたして効率的であるかどうかという問題があると思います。そういう点におきまして、先ほど申し上げましたようなきわめて特殊な作業を内容とした、しかも常時この船を運航する状態にないというきわめて特殊な状況でございますので、請負契約を結んでこれに行なわしめるということは先ほど申し上げましたように妥当であると考え次第でございます。

それにつきまして、こういうことを請け負います事業体というのが先ほど来の特殊性からいたしまして他にございませんので、全額出資のいわば子会社になることもまたやむを得ないだろうというふうな条理的に考えた次第でございます。

○山田徹一君 この子会社、全般的な意味での子会社というものを設立することがいいとか悪いとかということよりも、このKDD株式会社法に基づいてすべてなされるべき性質のものだと思つて、したがって、その法律に基づいて子会社というものがつくられなければならない。ところが、どこにもそのような条文はうたわれていない。こういう不備の点からお尋ねしておるわけです。その点はどんなでしょうか。

○政府委員(浅見喜作君) 先ほどお話し申し上げましたように、事業計画の審査、認可の中でこれを認めたということに相なるわけでございます。

○山田徹一君 そういたしますと、その認可をしたのは郵政大臣になっている、一切の責任は郵政大臣にある、こういうことですね。

○政府委員(浅見喜作君) 会社という事業体の性質上当然に出資ができるというたてまええらいいたしまして、責任を持って郵政大臣が出資にかかわる事業計画を認可したものでございます。

○山田徹一君 それでは次に、この国際ケーブル

シップ株式会社という名称からいっても、このKCSの事業運営の主体は何かといえればシップ、船舶であらうかと思うのです。重要な部門を占める。この船舶の建造費用、その所有権、そういうものはどこにあるのですか。

○参考人(鶴岡寛君) 建設の費用は十六億三千五百万円でございます。これはKCSがKDDから借り入れ金をもって建造いたしました。したがって所有権は国際ケーブルシップ株式会社でございます。

○山田徹一君 KDDから借り入れ金をしてそれをもって建造をした、その所有権はKCSにある、こういう御答弁でありましたね。ところが、その船の名前はKDD丸になっております。これは一体どういうことですか。

○参考人(鶴岡寛君) 当時、名称をKDD丸とするかKCSとするかという点については若干の議論があつたやに聞いておりますが、おそらく、これはただ単にこのケーブルシップは、何といひますか、現段階におきましては第一太平洋ケーブルあるいはまた日本海ケーブル、こういうふうに諸外国との関連において作業をいたします。保守をいたしましたりあるいは建設をいたします。そのようなことを顧慮いたしましてKCS丸というのでは諸外国への通りが悪い、したがってKDD丸といえは日本の国際電報の子会社の所有する船かと、そういうような意味においてKDD丸とつけたものであらうと存じます。

○山田徹一君 ちょっとそれはおかしいんじゃないですかね、船舶に名前をつけるのに、KDDといたつてきつとした特殊法人の大きな会社がある、その会社名をそのまま用いて船の名称にする。ところがその船は子会社の、一億の資本の会社の船である。ということは、結局、そのようにKCSとKDD、こういう関係の形を持つ必要がない、こういうふうにも考えられるんです。

さらにお尋ねしますけれども、KDDとKCSの役員の関係、また社員の構成、それぞれのポストはどうなっているか、お尋ねをいたします。

○参考人(鶴岡寛君) 役員は親会社たるKDDの常務取締役が一名KCSの取締役を兼ねておりますし、またKDDの取締役が一名監査役を兼ねておりますが、ともに非常勤役員でございます。

○山田徹一君 社員の構成はどうですか。

○参考人(鶴岡寛君) 失礼しました。社員はKCS本来で新規採用しました社員と国際電報から出向いたしております社員と二種類でございます。

○山田徹一君 おたからいたいただいたこの資料から見ますと、このKCSの役員、取締役ですね、これには四十七年度また四十八年度、その以前のこの営業報告書を参考にしてみますと、KDDからの取締役あるいは常務等がKCSのわずかに五人しかいない取締役、役員の中に二名いるわけですね。四十七年度には三名、その前を見てみますと、人間はかわつたけれども、すべてKDDの役員がそのまゝKCSの役員になっておる。

さらにKCSの営業のシステムは二つの部と四つの課、それで構成は二十名。そのうちKDDから出向しておるのが十二名、KDDからKCSへ行って仕事をやっている。二十名のうち十二名です。そして一般の職員が六名。あとの部長、課長で、出向でない部長、課長は元々KDDの役員もやつた人でありまして。

こういうふうな構成になっておるKCSが、はたして先ほど言われたような営業上云々というようなことが言えることなのかどうか、私は言えないと思う、そういうことは。

そこで、さらにKCSの四十七年度の、今度はKCSのです、きょうここにいらつしやる重役の方々、役員の方々がKCSの役員なんですか、また監査役もいらつしやる。したがってこのKCS四十七年度の営業報告書を見ますと、当期利益金三千三百万円、この処分はどうしたのか、未処分利益五千三百万円。この処分はどうしたのかという役員賞与金が九百五十万円、別途積立金、次期繰越金、こういうふうな利益処分は役員賞与が計上されておるが、全額KDDの株

ですからおそらく配当をしなかつたというんでしょうが、なぜこのようにしなければならぬのか。最初おつしやつた事柄と関連して全然必要がない、むしろKDDの一部門としてやっていくべき事業ではないのか。職員といえはたつた二十名、そのうちの十二名はKDDの職員。その下で働いているのが六人が一般職員。部長、課長でKDDの役員でない、KDDの職員でもないという人も調べてみれば元役員であつた。こういう形のものなぜひ子会社として運営しなければならぬのか。その必要は全くない、このように考えるのですが、どうですか。

○参考人(鶴岡寛君) 一番最初に私が申し上げましたときに、KCSをつくりましたその趣旨と申しますか、理由、そういうものに対する説明が少し不十分であつたかと存じます。

それはこういう事情でございます。一つには、仕事が全然異種の仕事であるということが一つでございます。国際電信電話株式会社はあくまでも国際通信を疎通するという通信事業が本来の業務でございます。したがって、このように船を運航してケーブルを敷設したり保守したりするということはわれわれの業務にとつて全く異種でございます。したがって、そういう部門をもし直営にしますならば、何と申しますか、それは非常に特殊な部門になりまして、そういうところにおける経験者はKDDのまあ電話局長になるとか、あるいは本社の部長になるとかいうような進路も閉ざされるわけでございます。したがって、そういう特殊な部門はやはり切り離しておいたほうが都合がいいということはおそらく世上一般の会社でもやつておる例でございます。

もう一つの理由は、これは船を運航いたしましたいろいろな作業をいたします。したがって、いろいろなときを、まあ衝突とか、そういうこととで大きな事故が発生するおそれがある。そういうときに、もし船がKDDの所有でございまして、KDDという会社に累を及ぼして、大事

な国際通信の事業の経営をも危うくするおそれがある、

あるというようなことが第二の理由でござい

ます。もう一つの理由は、ここにおきます船を運航いたし

たしますのは、これは申すまでもなしに船員でござい

ますが、この船員さんは組合も海員組合とござい

うことで違ひますし、諸般の待遇その他も一切違

う、そういうようなことを勘案いたしまして、こ

こに子会社として設立をいたした次第でございま

す。

最初おっしゃった出資されている大整社とかあ

るいは整整社とは事が違ひますよ、仕事の内容が

違ひますよ。だからこそ全額出資もしたんでし

ようが、これはちよつと問題じゃないかと思うん

ですが、KDDのきよつとおいでいただいた菅野社

長に答弁を願ひます。

○参考人(菅野義丸君) 先ほど来、先生のいろい

ろの御意見あるいは御質問に対して当社の役員が

答弁いたしておりますのを拝聴いたしまして、わ

れわれ非常に有益な参考になるわけでござい

ますけれども、何しろもうこれは八年も前にでき

たものでございまして、いまさらこれをそれでは

いかと疑われます。疑われたんじやおそくKDD

Dの重役の方々も心外だろうと私は思うんで

す。だから、そういうことは十年たつているとはい

いながら、できたものだからしょうがないじやな

くて、ここで考え直して、もと一緒になつていた

ものなんですから、もともと部門はKDDの中に

あったものなんですから、またもとに正式に戻

すことが理想じやなからうかと思ひますが、社

長、お考えどうですか。

○参考人(菅野義丸君) これは先ほど来鶴岡参考

人から申し上げているように、当初からこの会社

をつくりましてKDD丸という船を持たせたので

ございまして、一たん国際電信電話株式会社を持

は特殊法人です。そういう関連性もいろいろ考

えて、大臣はKDDから認可申請がきたからめく

判を押したのかもしれませんよ、いまの原田郵政

大臣のときじやないわけですが、しかしながら決

算報告書は見られておるんでありますので、もう

一べん、いままでのことを総括して申し上げま

す。

一つ、KDDの全額出資の営利事業であるこ

と。二つ、KDDの現役役員あるいは元の役員

がKCSの重役を兼ねている。こういう問題の上

から三番目、KCSの社員が半数以上、しかもポ

ストにある者がKDDから出向職員としていつて

おる。四番目には、KCSの使う船はKDDのい

ら答弁をさせます。

先ほどのKDDのはうの担当役員が答弁をしておる中に、この会社をつくらなければならなかったという点の説明の中に一点、私なりに、この会社は存在理由があるのではないかと、こういうふうにおっしゃったので、率直にそのことをお答えいたします。

それは国際電報株式会社というのは、KDDとこの間は電信電話、国際の通信をすべて行なっておる会社である。KCSという会社は、その中の一つ、何でもか、敷設するケーブルを扱う船会社といっているのでしょうか、それだけの特殊な業務を持っておる会社である。先ほど、そういうことがまあ全体の中で一つの異質のものであるからこれをつくったんだという答弁をいたしておられたようでありましたが、私もそのようにおっしゃって取りましたし、したがって、いつでも電信電話の会社をやっておるわけではなく、そういうことが起こったときに、この会社の業務として、あなたがたにおっしゃったとおり、船は自分が持っているが、乗り組員を雇ってきて、そして指導して敷いていくのがこの会社の業務ではないかと思ふわけでございます。

おっしゃる親会社のKDDは特殊法人とおっしゃいますけれども、いわゆる特殊法人ではございませんで、法律をもつて別記された会社であることは間違いないと思いますが、株式会社である。なぜ株式会社にKDDをしたのかという、いわゆる公社、公団といわれるものよりも独自の活躍をして、これからの世界へ伸びていく仕事にふさわしい民間の活動力というものを期待してつくられておるのではないかと、最初の動機は。そのために独占の企業であるから株式会社にした法律をわざわざつくつてある、こういうことでございませうから、その会社の特殊な仕事の分をこまめに別会社にしてやったということは、私はそれなりに、経緯はわかりませうからと答弁をさせますが、一つの理由であったのではないかと、いまだ想像するであります。

しかしながらその役員構成、それからそれに対するところの従業員の問題等々につきまして、山田委員が御指摘されるような点が、まあ社長は答弁してそんなことはない、こういう話でありまして、けれども、ともすれば、そういうふうに見られがちであるし、また、おちいる危険性なしとはい、こういうことは私もそう思います。したがって、このKDDの会社の一年間の業務につきまして計画を聞き、資金計画を聞いて認可をいたしました私といたしましては、いま御指摘になりました点について心すべきことは心して、経営を十分に心してやっていったらいいのではないかと、このように思います。

ただ、一番最初できたものとへ返せということをおっしゃっておりますので、そのことにつきまして、その他補足的には事務当局から答弁いたさせます。

○政府委員(浅見喜作君) 初めにお断り申し上げたいと思いますが、先ほどKDD役員からこのKCSの行なっております仕事は国際電気通信業務でないような発言があったようでございまして、私、法解釈の立場からいたしまして、これはとり得ないところでございまして、やはり海底線の建設、保守という業務はあくまで国際電気通信業務の中身であるという解釈に立っております。

それから、創立の経緯につきましては、何ぶん十年近く前のことでございまして、私自身その責任の重なることと大臣同様でございますが、その経緯につきましては私が詳細明かにし得ないのはまことに恐縮でございますが、実体的にはあくまでこの会社の設立の主旨と申しますか、これは非常に国際電気通信業務でありながら特殊な作業であるということ。それから間断なく仕事があるわけではございませんで、御承知のよう、あそここのケーブルがおかしくなると、それとておる。それも四六時中対応し得るようによ束がとれておる、こういうまことに特殊な関係にございします。したがって存立の理由があると私は

確信いたしますが、御指摘のいやくも国民の皆さんから疑惑を受けるような役員その他の運営があらましては申しわけないことでございまして、それらの点につきましてKDDともども今後検討してまいりたい、かように考えます。

○山田徹一君 いまの答弁で一応了といたしますが、このようにとかく世間から疑いをもつて見られないような姿にする、姿勢にするといふことは必ずやっていただいたいの思ひますね。清潔な特殊法人としての経営を力強くやっていきたいたい、ますます発展をお願いもしていきいたいという気持ちの上から、一点でも曇ったような眼で見られるといふことは国際的にもまずいことでありまして、どうかその点よろしくお願いしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○委員長(川村清一君) 本日の調査は、この程度にとどめます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村清一君) 速記を起こして。

○委員長(川村清一君) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○森勝治君 これから簡保関係の質問をしたいと思ふのであります。

そこで最初の質問は、最近の簡保募集における成果について伺いをしてみたいと思ふのです。四十七年度における予算目標に対する実績を見てみますと、目標額に対する達成率が九〇・二％と従前に比べて大幅に下回っております。また去年四月一日簡易保険局が発表いたしました昭和四十八年度の新規契約募集状況を見ましても、近來にない伸び悩みの状況というふうに数字によって示されております。

は新契約が伸び悩むということがすなわち事業費の上昇率につながることは私がいまさらここで強調するまでもありません。したがって、このような減額傾向が続くとするならば、遠からずこ一、二年のうちに付加増を生ずることは必至ではなからうかと思われまふ。簡易保険事業にとりまして付加増の発生ということは経営上まことにゆゆしき事態と申し上げるわけでありまして、このことについて所管の長であります郵政大臣は、最近における募集成績が不振であるといふこの統計が示す現実、統計というよりもむしろ実績の示す現実をどのように受けとめられ、その原因というものが那邊にあるか、どういふところに起因をしておるのか、このことをひとつお聞かせを願ひたい。

○国務大臣(原田喜重君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、昭和四十八会計年度の新契約募集状況は第一回保険料実績で二百二十二億円、対前年増加率四・五％と近來になく伸び悩んでおります。その原因といたしましては、物価上昇等、経済情勢の変動により国民の購買態度が慎重になっておること、また国民の需要動向として保険料が比較的安く保障機能の高い生命保険を指向するようになった結果、保険料の伸びが期待するほどではなかったこと、また簡易保険の募集活動について種々御指摘を受けてきたわけでございしますが、国営簡保として国民の信頼にこたえることができるように保険料払い込み団体の整備等種の適正化措置の途上にあったことなどの影響によるものであると考えております。

御指摘のとおり、四十八会計年度のような募集状況が今後とも続きますと、事業経営にも深刻な影響を及ぼし、ひいては顧客サービスの向上に支障を来すことになる懸念も御指摘のとおりでございます。こうした事態に対処するために、まず保険金最高限度額の引き上げ等により、上昇する必要保障水準に見合った保障を国民に提供すること。第二番目には、保険料を引き下げるなどして良質かつ低廉な商品を広く国民に提供することに

より経営効率の向上につとめること。第三番目には、国営事業としての特色を生かし時代の要請に即応した制度の改善とサービスの向上をはかること等の措置を通じて、今後における事業経営の健全な発展をはかってまいりたいと考える次第でございます。

○森勝治君 大臣、私の申し上げたのは、今後の展望ということではなくして、どうして募集成績が落ちたのか、その原因は那边にあるかという御質問を申し上げたわけですから、その点ひとつ、これはむしろ大臣というよりも所管の局長がいいでしょうね、野田さんひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(野田誠二郎君) 先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、やはり第一点として、国民の保険に対する購買の態度が変わってきた、物価上昇その他いろいろな経済変動がございますが、これについていまままでどちらかといえますと比較的安易に保険に入っておった。これは民間保険も簡易保険も同様であります。そういう国民の購買態度の変化といえますが高度化、これが第一点だろうと思えます。

第二点といたしましては、私どものこの保険の営業の成績というものは収入保険料の高でいっております。したがって最近の国民の保険需要の動向といたしまして、比較的保険料が安くて保険金額の高い、保障額の高い、たとえば定期保険がついております養老保険あるいは定期保険そのものというように、保障額は相当高いのであります。比較的低廉であるという方向に指向をいたしております。したがって件数なりあるいは保険金額の上昇に比べて新規契約として入ってきます保険料が少ないということ。

第三点といたしましては、この三、四年来、いろいろ国会におきましても御指摘を受けております、簡易保険の募集にからります問題がいろいろ世論の批判を浴びております。そういう点にこたえまして、われわれいづれにいたしましても保険というものが信用を基盤といたしております

し、特に国営の保険であります簡易保険としましてはやはり品位といえますか、あるいは節度ということを重んじるということから、われわれといふことは相当外野の整備に力を入れ、あるいはその手綱を引き締めておる、こういう形で、言わねば適正化の措置がその途上にあるというところから、先生御指摘のような募集の伸び悩みというところがいまあらわれてきておる、このように考えております。

○森勝治君 大臣が先ほどお答えになったのは、これからの簡保事業の経営というものはいかにあるべきかという問題についてのお話だろうと思っております。

この簡保事業のあり方については、大臣が先ほどおっしゃったのは保険料を引き下げてということばも構想の中におありの模様であります。大蔵省では、先般、最近の社会経済事情の急変に伴う保険制度及び保険行政のあり方については保険審議会に諮問をされておるということであり、簡保事業といたしましては、消費者意識の高まり、資本の自由化等による外国生命保険会社の進出等を見ますと、経営の弾力化に伴うこれらの民間保険事業界の競争の激化や農協共済等の積極的な活動などを見ますと、簡保事業の前途というものは必ずしもたんだんたる道でなくして、極度に臨境がきびしくなってきたように思うわけであり、したがって、その急場を切り抜けると申しましようか、これからの問題ということで保険料を下げるというお話等のもろもろの構想を打ち出されておる模様であります。むしろ保険料を引き下げるといふ問題は、これは三月二十八日の参議院の大蔵委員会におきまして、わが党委員の質問に田中総理が答えられまして、簡易保険が使用している生命表は最近における平均寿命の伸びに伴い実情に沿わないため新生命表を適用させて保険料を引き下げる、こう言明されたものを受けての御発言ではなからうかと思つて、もつともあ

るいはそういうことを総理に郵政大臣からさやかれて大蔵委員会における総理の御答弁に相なったであろうと思つておられますけれども、それは失敬であります。総理の思ひつきではなくして、郵政省としてかねてからそういうことをお考えになり、この郵政省の考え方を総理に進言し、総理の口から政府としてこういう施策を打ち出すということにおなりになったのでしょうか、そのことが一点であります。

それから、いま総理の発言について私は発言の内容を一部引例して申し上げましたが、この簡易保険において現在使用されております生命表は何年何月までの死亡状況に基づいて作成されたものであるか、また新しい生命表の採用についてはどういふふうにならざるに現在事務が運ばれておりますか、この点をお伺いしたい。

前段は大臣から、後段は担当局長からお答えをいただきたい。

○国務大臣(原田憲君) 御指摘のように、たいへん環境が変化をしておりますので、これに対応するために私どもは事業運営につきまして種々の努力を払つてまいりたいと存じております。先ほど保険審議会の話も出ましたが、私どもも郵政審議会への諮問等も検討いたしておるところでございます。

なお、お尋ねの田中総理の保険料に関しましての答弁は、郵政当局が常にこれらの問題について答弁をいたしておりますことにかみまして、今後の対応策としてしておりますことを総理の口から御答弁をいたしたのでございまして、詳細につきましては局長から答弁をいたします。

○政府委員(野田誠二郎君) 現在、簡易生命保険が採用いたしております生命表は第十二回生命表というものでございまして、昭和四十年の国勢調査の結果に基づきまして昭和四十四年に厚生省から発表せられ、それを簡易保険といたしましては直ちに採用をいたしました。これが現在に及んでおります。

ところで、四十五年にまた国勢調査、これは一

番最近の国勢調査が行なわれたのでござい、ます。これに基づきます第十三回生命表が近く発表の予定でございます。昨年後半の状況でございますと十二月ごろに発表されるのではないかと、情報をお知らせいたしておりましたけれども、厚生省のほうの諸般の都合等によりまして現在に至るまでこの十三回生命表が発表になっておりません。われわれといたしましては、諸般の準備を整えまして、この十三回生命表の発表を待ちまして、直ちにこの最新の生命表によりまして保険料の計算というふうなものに着手をいたしまして保険料の引き下げに資したい、このように考えておる次第でございます。

○森勝治君 本年度の予算概算要求にあつて、大蔵折衝の段階で、簡易保険加入者福祉増進のために、新しい構想、新しい施策として加入者に対する住宅ローンの制度を導入するという構想を発表され、これは新聞にも報道をされたところであり、また、その内容をお聞かせ願うとともに、どうも郵政省がこうしてアドバンスを上げますと一発で実施になったことは、大蔵省という関係のせいかもしれませんけれども、この住宅ローンの制度、構想発表も途中で立ち消えになつてしまつたのであります。これは大蔵省が反対したからそれまでと言われたんじや私のほうの質問もそれまでになるわけでありまして、ひとつその辺のいきさつをお聞かせ願つておきたいと思つております。

○政府委員(野田誠二郎君) 御指摘の加入者住宅融資制度の内容から申し上げたいと思つて、この融資制度の構想でございますが、これは簡易保険資金をまず簡易保険郵便年金福祉事業団に融資をいたしまして、この事業団が金融機関を通じて加入者に貸し付けることが一つ。

第二点といたしまして、四十九年度の融資原資は二百億というものを予算要求をいたしました。五十年以降は需要の状況を見ながら融資額を決定する。

第三点といたしまして、貸し付け対象者は簡易保険の

契約者。貸し付けを受けられる資金といたしましては、住宅建設もしくは分譲住宅等を購入する場合に必要な資金、増改築をする場合にはまたその増改築に必要な資金。貸し付け金額は五十万円以上三百万円以内。

事業団を通じて融資をする関係上、事業団に対して貸し付けます場合の融資は年六分七厘五毛、これは当時の金利で六分七厘五毛ということとを考えたわけでございますが、加入者に対する貸し付け利率は平均年七分四厘五毛程度ということとで考えました。〇・七%の利ざやというもので事業団がいろいろ事務費に充てる。足りない分は交付金というようなことを一応構想いたしておりました。償還期間は二十五年以内、方法としましては月賦元利均等償還。こういう構想がわれわれが考えました加入者に対します住宅ローンの構想でございます。

ところが、こういう案をもちまして折衝を開始しました後におきましていろいろ問題があったのであります。一点といたしましては、勤労者財産形成貯蓄制度への簡易保険の参入との関連の問題が起つてまいりました。この勤労者財産形成貯蓄制度、これも一応の目玉としては住宅ということに指向をいたしておる点が第一点。

第二点としまして、政府の金融引き締め政策下において新たに融資制度を創設することの困難性というところが起つてきました。

第三点としまして、昨今の非常に著しい地価の高騰、物価上昇によって、資金の融資を受けましても実際に土地を入手し建物を建設することがきわめて困難な情勢下にある。特にこれは建設省等が主張をいたしたのであります。土地なり資材というようなことがむしろ問題であつて、最近では金利とかいうことはむしろ次元としてはむしろ下がつてきておるのではないかとというようにございまして。

以上申し上げましたようなきわめて困難な情勢下で、検討すべき問題が非常に含まれておつたということが本質的な問題であります。そのほか

に関係省庁との折衝につきましては、いま御指摘の大蔵省の問題もございましたけれども、一応窓口といたしまして住宅行政は建設省がやっておりますが、建設省の基本的な態度としましては、国が行なう住宅融資制度は住宅金融公庫を単一の機関として、その機能を拡充強化することによって貸し付けのコストダウン、良質住宅の確保等をはかることが一番望ましいわけであつて、新たに別個の実施機関を設けることについては住宅政策の一元化の観点からも問題があるというふうな建設省からの基本的な難点があつたわけでありまして、確かに住宅金融公庫のワークを七百万円にふやすとか、建設省自体いろいろ案を持っておつたのであります。金利の問題にいたしまして、確かに住宅金融公庫から貸し付けを受ける場合に比べてわれわれの住宅ローンの金利というものが比較的高いというようなこと。これは個別的な主管省、主務省との関係の折衝の模様でございます。

以上のような点から、予算編成時までは調整が不調になりまして、創設するに至りませんでした。現在におきましても、なお、われわれといたしましては検討を進めておる状況でございます。

○森勝治君 次に、保険料の払い込み団体について伺ひたいのです。

払い込み団体のあり方については先般も伺ひをしたところでありますが、この団体払い込み制度の取り扱ひの適正化については、すでに地方郵政局長に對し、ばし通達を出すなどして指導をしておられる模様であります。その指導をした結果、どういふ効果が生じたか、いわゆるどういふ効果があつたかという御理解をお持ちなのか、さつぱり収獲がなかつたかということなのか、その辺をお伺ひしたいのです。

また、団体払い込み制度の適正化に乗り出す前と比べて、現在の払い込み団体の組数及び加入契約数はどのように移り変わつてきたか、このことをひとつ伺ひたい。

○政府委員(野田誠二郎君) 御指摘の保険料払い

込み団体制度の取り扱ひの適正化につきまして、二つの点から申し上げたいと思ひます。一つは新規組数の場合の取り扱ひ、新しく団体をつくる場合の取り扱ひと、もう一つは既存の団体の適正化の指導でございます。

新規につくります場合にしましては、ことしの一月から保険約款を改正いたしました。すべての払い込み団体につきまして団体運営に関する事項を記載した書類の提出を求める。郵政局または郵便局で事前に承認制をとる、このようなふうなことをいたしました。いづれにいたしましても不適正な団体を新たに組成することを十分に防ぎ得た、このように考えております。これはしかし四十九年の一月にそういうことの措置をしたわけでありまして、

なお、すでにできております団体の規制につきましては、規約の整備、資金の監査等の改善措置をいたしますと同時に、総点検を行ないまして、適切を欠くものについては直ちに是正措置を講ずるというふうなことの適正化を推進いたしておりますのであります。しかし、いづれにいたしましてもすでにできてしまひました、われわれにべつと団体と云つておりますが、現金、商品券、品物等の交付だけを目的とする、要するにあまり団体性のない団体につきましては追加加入をきびしく禁止をいたしております。あるいは廃止、さらにこれはこれをほんとうの団体に改組するように指導をいたしております。いかにさすでできております団体の既得権との関連等で相当難航をいたしておりますが、これを長期の目で見た場合、新しく追加の加入ということの禁止を徹底させていこうとしております。相当の実効があつてきておるのではないかと、このように考えております。

第二点目に御指摘の団体の適正化に関する措置前と措置後の組数、件数等の比較でございます。が、払い込み団体の適正化につきましても数回の段階的な規制通達といひますか適正化通達を出しておりますが、四十五年の十二月に一応着手をいたしまして、四十八年の十二月までをとつてみま

した場合には、団体の組数といたしましては、四十五年の後半を一〇〇%といたしました場合に一三%ふえまして一三%を示しております。件数といたしましては、同時期におきまして三〇%の件数増になつております。

○森勝治君 この前も質問をしたと思うんでありますが、事故を起こした払い込み団体のその後の措置はどうなつていますか。

○政府委員(野田誠二郎君) 先生がたまたま御指摘の事故を起こした団体ということ、これはあるいは私の早とちりかともおそれるわけでありまして、東京都内で起こりました集金を業とする営利会社が、これは都信用という会社でございますが、東京都内の十数局の郵便局の旅行団体の集金及びその取りまとめ払い込みを行なつておりました。保険料を横流しした事件がございました。

これにつきましては、当時、債権の確保ということ、むしろそれより先に加入者といひますか保険契約者には絶対に迷惑をかけないということを第一にし、そのために債権保全にとめたのであります。現在までのところ、この回収の状況につきましても必ずしもかんばしくございませんで、一部債務者の月賦の返済等によりまして約六百五十万円程度の返済があつただけでございます。

今後の措置といたしまして、われわれの基本的な態度といたしましては、専門の法律家に依頼をいたしまして、これらの責任者を法的に追及する措置に出ようというところで目下準備を進めております。近々告発の手続がとれる。非常に数多くの契約した数多くの関係者がおります関係上、債権債務の確定なり事実関係の調査等が長引きまして今日に至つたのであります。そういう手続によつてこの都信用なる会社の責任者は追及をいたしたい、このように考えております。

○森勝治君 もちろん事故を起こした会社はほかにもあるけれども、一例をあげられたからそのことについて触れますけれども、いま依然として保険募集、払い込み等が続けられておるんですか、

それは権利停止なのですか、そのことが一点。それから加入者に損害をかけないと言っておられるけれども、法に訴えてもその代行業社が団体かがそれを弁済できないときには、その加入者の権利というものはどうなるのですか。

○政府委員(野田誠二郎君) 当該管利会社につきましては、昨年の八月に集金業務を停止させ、郵政大臣が監督いたします財団法人の簡易保険加入者協会がこの集金及び取りまとめ払い込みの業務を引き継ぐことにいたしました。これが第一点であります。

第二点といたしまして、契約者保護の観点から、まずこの契約は契約者の責任が全然ないわけではございませんので、簡易保険加入者協会におきまして、都信用がその団体代表者から委託を受けましたときと同じ条件、といひますのは、七割の手数料のうち二割を集金費に充てておたつたわけでありまして、現在、簡易保険加入者協会がこの二割の集金費をいただく、あとの五割は当然加入者に返すわけでありまして、その二割の中から浮かしました金をもちまして欠損の補てんということを行なつておるわけでございます。

○森勝治君 そうしますと加入者保護については万全を期しておる、こういうことですね、加入者には関係ないということですね。

○政府委員(野田誠二郎君) 加入者には絶対に迷惑をかけないようにはしております、またそのように進んでおります。

○森勝治君 それでは次の問題に移りますが、少ない額の簡易保険や郵便年金についてお伺いをしたいんです。

今日、このインフレの高進によりまして小額の簡易保険契約及び郵便年金契約は全く保障価値というものを失つておるわけですね。しかし、せっかく加入されたという見地から、このように小額の簡易保険の合理化という見地から、このように小額の契約をいつまでも放置しておいてよいからという必しもそうではなからうと思つたのであります。したがつて大臣といたしましては、これら小

額の簡保及び年金契約をこれからどのように措置されていかれるのか、この点ひとつお伺いいたしたいと思つております。

○国務大臣(原田憲君) お説のごとく、郵便年金制度は、社会経済事情の変動と社会保障制度の拡充に伴い、その存在意義が薄れ、国民の需要も激減しておりますので、現在は、新しい契約の募集を停止しておりますが、国民の需要に沿う新種年金の創設を含め、目下、郵便年金制度を全面的に再検討しているところでございます。

また検討の結果、もし郵便年金制度を廃止することとなりましては、既存の年金契約につきましては、加入者の置かれた事情を十分考へて、去る昭和四十三年一月から二年間にわたり実施した、昭和二十二年以前に小額年金契約に對する特別措置の例を参考として、できるだけ加入者に有利になる方法でその整理ができるようにしたいと考えております。

また小額の簡易保険の整理につきましては、小額の簡易保険の保険契約の整理について、できるだけ早い機会に加入者に有利となるような方法でこれを整理したいと考えて、具体的内容、実施の時期、対象契約等について鋭意検討を重ねていくところでございます。

○森勝治君 割増金付の簡易保険の発売の問題についてお伺いをしたいのでありますが、今回の法改正によりまして割増金付簡易保険、いわゆる宝くじ的保険を発売しようとする計画なされておる模様であります。その内容はどのようなものか、ひとつ御説明をお願いしたい。

○政府委員(野田誠二郎君) 現在考えております割増金付簡易保険の内容について申し上げたいと思つております。

この具体的内容につきましては保険約款で定めるわけでありまして、この取り扱ひの対象になります保険種類は、全期間払い込みの十年満期養老保険でございます。一口の保険金額は五十万円。くじ引き票の交付は一口の保険金額につき一枚交付をいたします。したがつて百万円の保険金額

の契約の場合には二枚のくじ引き票が交付せられる、こういうことになります。一組の口数につきましては一万口であります。

割増金付の金額と当せん数について申し上げますと、割増金付の金額で一等五百万円が一本、二等百万円が二本、三等五十万円が十本、四等一万円が二百本、五等五千円が二千本でありまして、一万本の一組につきまして二千二百十三本の当たりくじができるわけでございます。抽せん

の時期は、一応取り扱ひ期間を二ヵ月程度、これを年に六回あるいは五回というふうな繰り返して行なうつもりにしておりますけれども、この取り扱ひ期間終了後一年を経過した後に、それから一ヵ月以内に抽せんを行ないたい、このように考えております。抽せんが終了しまして二十日経過した後は、いつでもこの割増金付金請求できる、こういうことにするわけでありまして、割増金付金の原資につきましては、将来支払うべき剰余金からこれを差し引く。

以上が大体内容でございます。

○森勝治君 これは全く思ひつきでやりになったのですか、過去にこういうことをやりになったことがありませんか。

○政府委員(野田誠二郎君) 実は、簡易保険といひましては、過去一回、この割増金付の生命保険の取り扱ひを実施した例がございます。これは、昭和二十二年、当時の救国貯蓄運動に協力をいたしたために、募集施策の一環として奨励費を割増金付の原資に充てたもので、今回のごとく特段の法律上の根拠もなくして実施をいたしました。

対象契約は昭和二十二年四月一日から同年の十二月末日までに加入したすべての契約といたしたのであります。保険金二千円ごとくくじ引き票一枚を交付いたしました。当たりくじは、十万円を一組にいたしました。その一組について一等一万円が一本、二等五千円二本、三等千円三十本の当たりくじを設けました。経費を充てたしましては、当時三百二十五万円の経費を充てたいたしました。

当時、非常にインフレの高進下でありましたし、はたして正確な数字ということが言えるかどうかはわからないのでありますが、実施いたしました結果は新契約高が飛躍的に増大をいたしました、このような結果が残っております。

○森勝治君 いま言われたように、なるほど昭和二十二年の四月一日からそういう方法でやりになったのでありますが、しかし、当時は、国民の射幸心につけ込んで貯金や保険を集めるというようなことは邪道である、そういうことでこの制度は廃止をされたのではないのでしょうか。時移り星變つて、もう昭和四十九年度だからかまわな

い、当時は終戦の混乱時代からやつたと言へば、ある程度それは当時の社会的背景を考えればやむを得ないと思惟されるかもしれませんが、当時ですら非難がござつたものでもあつたわけですから、この悪評さくさくたるものをいまさら昭和四十九年の今日持ち出すという考え方がどこにあるのか。

当時は、おそらく、いまのお話でも法律上の根拠はなくとも奨励費という名目でおやりになつたわけでありまして、今度は、法律を改正してまでそれを復活しなければならぬ。当時の記録を見ても、何人もそれはよい制度だと言つてはめた人はいないわけですね。悪い悪い、いかかわしい募集方法だと言つてそれにか免れなかつたわけですから、皆さんだってそれはもう知らぬはずはないのです。それをなぜ急にこういうことに踏み切らうとされたのか、この点ひとつお答えをいただきたい。

○国務大臣(原田憲君) これは、まあ大蔵大臣みずから狂乱の物価ということばを使ひましたが、非常に異常な物価高の最近の経済情勢にみまがみまとして、総需要抑制策をやらなければならぬ、そういう一環として、また貯蓄増強をはかるために、民間の金融機関に割増金付貯蓄の取り扱いを認める割増金付貯蓄に関する臨時措置法が公布されております。

簡易保険といひましたけれども、こういう国の施策に相応じて、五十一年三月三十一日までの緊急か

つ臨時の措置として、簡易生命保険に割り増し金をつける取り扱いをすることができるようになり、と考へておるのでございまして、これを実施する場合には、対象とする保険種類は保険期間及び保険料払い込み期間を十年とする養老保険に限り、一口の保険金額を五十万円とし、割り増し金の最高位を五百万円に押えて、当せん率も五本に一本の割合とする等、御指摘のような、いたずらに国民の射幸心をあおることのないようにして、加入者に若干のくじ引きの楽しみを味わつていただいて、そして総需要抑制、貯蓄の増強という目的を達成したい、このように考へておるところでございます。

○森勝治君 総需要を抑制したいということはわかりませんが、かつて邪道であるといつて指弾を買つて廃止したものを、なぜいまごろ復活するかといふことを聞いています。そのことについてお答えがない。

ただ総需要抑制といつたつて、それは行政としてよくないといつてやめたやつです。ですから、いまの大臣のお答えだけではちよつと、その説得力ではまだ残念ながら、私の耳が遠くなつたせいか、まだ私の耳まで届きませんから、もう少し具体的に――邪道でもやるのか、なりふりかまわずやるのか。この前も簡易保険の募集でつぶさに指摘いたしましたような、えげつない方法でもかまわないから、この際、金をかき集めてでもやるとおっしゃるのか、どうもその辺がき然としたところが見受けられない。財形貯蓄の問題もそうです。貯金の問題で申し上げましたが、郵便局という貯金の窓口がありながら、郵政省の職員をもって貯金は銀行に積みなさいといふことを奨励しているという、こういう姿を見ると、今度もまたかと、こう言わざるを得ないんでありますから、これはむしろ、大臣は確かに最高責任者でありますけれども、その辺のこまかいところは巧妙な野田さんの手先でおやりになったんだらうから、担当局長からひとついまの点を、大臣がお触れにならぬ、お答えにならなかつた点をお答えい

ただきたい。

○政府委員(野田誠二郎君) 昭和二十二年の例の際に申し上げたのでございしますが、これは救国――国を救う貯蓄運動といふことの一端で、これは全国的に民間の金融機関も簡易保険等も相一致して実施をいたしましたのであります。民間でやりました際の根拠規定はたぶん臨時資金調整法だつたと思ひますが、簡易保険はくじ付の貯蓄は二十二年の年末にやめましたけれども、この臨時資金調整法も二十三年の四月七日に廃止されております。それ以降、民間等ではやはりこの割増金付の貯蓄というものが相当貯蓄奨励上、勧奨上効果があるといふようなことから割増金附貯蓄の取扱に関する法律、これが二十三年の七月にできました。四十五年の六月まで存在をいたしておりました。それ以降、現実の理由というものは売れ行きが非常に悪くなつたといふことが基本的な原因かと思ひますが、この法律も廃止をせられております。

冒頭申し上げましたように、国を救う貯蓄運動といふことでありましたが、今回の政府で考へました割増金付貯蓄に関する臨時措置法も、やはり何と申しますか、非常に緊急であり、かつ臨時の措置として時限的に二年間を限つて行なう、こういう国の施策でございまして、簡易保険といつたとしても、やはり二十二年の国を救う貯蓄運動の一環としてわれわれが行ないましたように、緊急であり、かつ臨時の措置といつたしまして、本来的に生命保険がこういうくじといふようなものになじむかどうかといふような点についていろいろ御批判もあろうかと思ひますが、先ほど申し上げましたこの臨時措置法にも生命保険が一応入つておりますし農協の生命共済も入っております。そういうところから国の営みます生命保険である簡易保険としましてもこれに協力をしていく、こういう基本的な姿勢でございまして、

○森勝治君 どうも本筋を曲げて、お答えになつておらぬのですよ。民間がやろうとも、いわゆる農協がやろうとも

民間の市中銀行がやろうとも、それは別の問題でしよう、企業としておやりになるのですから。国の業としてやることにはいたすに射幸心をあおるといふやうなやり方はいけない、邪道だといふことで昭和二十二年の四月一日に行なわれた、奨励費の中から出したいま御説明あつたような措置といふのは間もなくおやめになつたんです。売れ行きが悪くなつたといふことは、射幸心をそそるやうなことに国民がついていけなかつた。当時の時代的背景を考へてごらんさい、敗戦の後でしよう、まさに混沌の時期でしよう。なるほど救国といふことはなかなかうまい文句でありますけれども、そういうやり方は国としてあるべき姿でないといふのが基本となつてやめたわけですから、売れ行きが悪くなつたからやめたといふ考え方を、これは利潤追求をもつてはなはだしと言わざるを得ないのです。売れば何でもやるというところは少なくとも官営事業で行なつてはならぬのです。なぜならば、そこには、国がおやりになるわけですから、一定の節度といふもの、常識といふものさしによつてはかり出してしかる後に行なわなければならぬわけですから、もうかれは何でもよいといふ利潤追求のみをもつてするといふことは誠に慎んでもらわなければならぬわけでありまして、そのことについては何もお答えがないのです。大臣も担当局長もお答えがない。

しかし、昭和二十二年時代には、私が二度指摘しましたように、簡易保険事業としては邪道だといふこの世のそり、これは皆さんの先輩がなるほどとうなずかれておやめになつたといふことは御承知のはずなものです。これだけはひとつ忘れないうでもらいたし、忘れた人は当時の記録を読んではいただきたし、もちろん、あなたの方に言わねば、森さんは反対の立場だからさういふふうなこじつけているとあなたはおっしゃるかも知れぬ。何も私は一方的に自説を固持するためにこじつけを申し上げているのではないのです。これ以上この問題についてここで論争しても、大臣も次官も、大臣に特に忠実な保険局長ですから、大臣のおつしやるとおりに最優秀のオウムのやうに同じことをおつしやるだらうからやはり質問答へになつてしまふから、このことはやめなすけれども、どうぞそのことはひとつ私の指摘した点は忘れないでもらいたし、そういうことにしても再検討をしてもらいたしと思ふのです。そこで次の問題に移りますが、くじに当たつた人に支払われる割り増し金というか、いわゆる賞金ですね、当せん金でも申しましようか、これはどういふ性格のものでしょうか。――一等当せんは五百万ですか、ところが五百万といふ当せん人に支払うこの金といふものは、その原資はどこからくるのですか。打ち出の小づちはないでしよう、どこから持つてこなければならぬでしよう、どこからくるのですか、この金は。○政府委員(野田誠二郎君) この割増金付の簡易保険の場合の割り増し金の原資でございしますが、これは加入者に対して負担となりませんようにする必要があるといふこと、また民間の割増金付貯蓄との均衡等といふようなことを考へまして、特別の保険料を徴収することをいたしませんで、剰余金の一部をもちましてこの原資に充てたい、このように考へております。具体的に申し上げますと、大体一口当たりの保険料額の〇・五ヵ月分相当程度の原資で十分であらうか、このように考へております。

なお保険契約の失効というやうなことにによりまして還付金を支払う場合には、簡易保険としましては剰余金の分配をいたしておりませんので、割り増し金の原資に見合う金額を還付金から差し引くといふことにいたしておりまして、原資といたしましては、冒頭申し上げました剰余金と、剰余金がございせん場合には還付金、これが原資に当たるわけでございます。

○森勝治君 いまの局長のお答えを聞きますと、くじ引きによる割り増し金の原資といふのはいわゆる分配剰余といふことであります。――といふと、宝くじ付簡易保険のねらいといふものは、本来ならば加入者に対して剰余金とし

て分配すべきものをくじ引きの当せん者にだけ多額の賞金を支払うことによつて保険の募集を強化し、いわゆる大臣も若干そういうことについてお述べになりました過剰流動性を吸収しようというものでありますから、まさにこれは国民の射幸心をあおるやり方でありまして、民営ならばいざ知らず、いやしくも国営事業としてはあるまじき措置であります。ことばをかえしますならば、もうかるなれば何でも飛びつくという、先ほども指摘いたしましたように、そういうやり方でありまして、ことばをさらにかえしますと、まさに節操のないしわざだ、こう断ぜざるを得ないのであります。

私のこの断定につきましては、大臣、御異存あらばひとつお答えをいただきたい。

○国務大臣(原田憲君) 正直に言いますと、私は、あんまり奨励をして何でもかまわぬもうけたらよいというやり方については、金融機関、民間といえどもあまり正道ではないと、邪道とまでは言いませんけれども、正道とは思いませんが、こういう時期でございますから、先ほども言いましたように、これはあおりそのかすということではない。ささやかな人間が持つております——射幸心というのは人間だけが持つてくる楽しみといひますか、よきほうに向けていきますと、これが世の中を決して悪くするばかりではないので、ささやかな気持ちをいれて、民間でやっておりますので、こちらもやはり同じような仕事をやっております関係でやりたいという気持ちも寄せられておるようでございますので、このたび御提案を申し上げておるところでございます、しかるがゆえに期限も臨時的にということも配慮し、またその他金額の点においても考慮し、はづれる人の少ないようにも考慮し、あらゆる点を考慮して御提案を申し上げておる、このように御理解を賜わりたいのでございます。

理解せよと言っても、森さんはこれは邪道だとおっしゃっておりますので、まことにそういう点からいたしますと申しわけないことでございますが、私どもはささやかなる国民の皆さん方に楽し

みという面も加味して、総需要抑制という大きな目的を達成したいと思つておりますので、御了解を賜りたいと存じます。

○森勝治君 大臣のお答えがどこまで正直なのか、正直に申し上げます、こうおっしゃると、いままでがみんなうそだったのか、外交辞令だったのかと、げすの勘ぐりをしたくなります。しかし郵政大臣は私どもにげすの勘ぐりを起こさせるような、そういう方ではないと思うのです。ですから、正直に申し上げますと、ことばは心ならずもということばに置きかえてあなたのことばを拝聴したいと思つたのです。もつとも拝聴はいたしません、反対ですから。賛成ならば拝聴ですが、ただあなたの御意見を確かに聞きました、聞いたけれども、なお私の心をひくがえすことはそれではできません。したがつて私は愚見を交えていままでは質問をしてきましたが、どうぞひとつこのことは早く撤回してもらいたいのであります。

正直とおっしゃったことは、これ以上責めてくれるなどということだろふと思つて、私もそこは人がいいものですから、人がいいというよりも時間がありませんから、やむなく次の問題に移ります。

簡保の失効解約率は最近多少改善のきざしが見受けられる、こういう模様であります、最近数年間の失効解約率の推移をひとつ御説明いただきたい。これは保険局長でつこうです。

○政府委員(野田誠二郎君) 最近の失効解約状況について申し上げます。

契約維持というものが生命保険事業経営の非常に重要な課題であることは御高承のとおりでございます。簡易保険におきましては、契約維持の推進につきましましては、毎年度、保険料収入額による維持目標額を設定しまして、この目標の達成をはかつておるわけでありまして、この契約維持の基本は何と申しまして失効及び解約の防止でございます。

そこで四十三年度以降を申し上げますと、四十三年度は二・八六%、四十四年度が二・九二%、

四十五年度が三・三二%、四十六年度が四・〇二%というふうな悪化の傾向にあったのでございまして、四十七年度におきましては、これが三・七%となりまして、前年の四・〇二%から最近五年間におきまして初めて改善のきざしが見えてまいりました。なお一そう改善につとめてまいりたいと思つたのでございまして、四十八年度はまだ全部まとまつておりませんが、大体のところは四十七年度の三・七%よりもさらにいささかよくなつておる、こういう見通しに立つております。

○森勝治君 いまお話がありました、失効解約率の移り変わりというものは保険募集活動の是非を判断するバロメーターでなろうかと思つたのです。いわゆる簡保の行き過ぎ募集について、われわれは当委員会においてしばしば指摘をし、その反省を促してきたところであります。マスコミ等からも簡保の行き過ぎ募集についてきびしい批判が浴びせられておりました当時は、失効解約率が急上昇をしたというふうにいわれておりました。私どもの指摘にこたえたのでありまして、郵政省がそういうやり方を改めようという、すなわち反省のきざしが見え始めました昨年ごろからは、いわゆる改善のほうもそのきざしを見せてきたのであります。

しかし、せっかくこの改善のきざしを見せておるにもかかわらず、保険本来の目的から全くかけ離れた宝くじというえさ、この宝くじというえさによつて国民大衆をつり上げようという、この募集活動というものが行なわれるとするならば、せっかく改善のきざしを見せた失効解約率がまたのぼつてくる。改善のきざしを見せて解約が少なくなつてきたのに射幸心をあおつてこの案で推し進めましますとまたと逆戻りしてしまふ。しかもそのことによつて国民大衆に大きな損失を与え、そういう結果になるように懸念されてなりませ

ん。私はそういうふうな考えであります。禍根を残す、このことが一点、国民に損失をもたらす、これが二点、そういう気がしてならぬの

であります、郵政省では、やはり先ほどのようにもうかるならば何でも飛びつくという、この節操なき簡保事業というものを推し進めていこうとされておるのかどうか、この点さらにまたあらためて伺ひをし直したいと思ひます。

○政府委員(野田誠二郎君) 先ほど来、この割増金付保険の内容等につきまして申し上げておりますように、いたずらに射幸心を刺激してこの保険の募集に走る、こういうつもりは毛頭ございせん。

たとえば当せんの本数、金額あるいはそのほかの諸般の取り扱い等につきまして十分配慮をいたしておるつもりでございます。さらに、この抽せんを行ないますのは、保険契約締結後一年経過後にこの抽せんが行なわれるということが一つでございますが、さらに加入に際しましてはこの割増金付の保険の趣旨を加入者に十分説明をするように指導の徹底をほんとうにはかつていきたい、このように考えております。そういうことによりまして、ただ割り増し金の取得だけを目的としてこれに加入するという方はほとんどおられないのではないかと。まあただ普通の保険に入るほかに楽しみがいささかあるという、こういう程度でお入りいただけるのではないかと、このように考えます。

したがいまして一年経過後におきまして抽せんが行なわれ、その結果くじにはずれた保険契約の場合におきまして、すでに一年間以上保険料を払い込みいただいておりますので、このことによりまして失効なりあるいは解約が急上昇いたしました加入者の皆さん方に御迷惑をかけるというような事態は万々私ども予想いたしておりますが、御指摘の趣旨もございまして、なお指導の徹底をはかつていきたい、このように考えております。

○森勝治君 皆さんがどんなに美辞麗句を並べてこの案を強行されようとも、本来加入者に剰余金として還元すべきものを還元しないで宝くじの賞金に充てておるといふことは、大臣や担当局長の

先ほどの説明の中でも明快に判明したのであります。ですから今回郵政省が出されたこの宝くじ付保険というものは国民世論を代表するマスコミからもいゆる歴史に残る貧困策だと酷評されておるところであります。

御売り物価が三十数%、消費者物価が二十数%上昇という、先ほど大臣も大蔵大臣のことばで言われた狂乱物価のもとで、国民の汗の結晶である保険の実質価値というものは残念ながら日々確実に目減りをしておるわけであり、このインフレから国民大衆の簡易保険を守るための強力な施策というものを待たれるものであり、国民が最もこれを要求しているところでもあります。ところが、そういうことは耳をかさず、この宝くじ付保険というものは御説明があつたように最高五百万円。しかし最高なので一等当せん五百万円であり、これに当たる人は加入者の中で一万一人に一人。万人といえどもわれ行かんという正義感の人は別だが、大多数の人はただ配当金が減額される、それだけであります。ことばをかえすと、まさにこれはタコ配ということになりはしないでしょうか。したがって国民の貯蓄、加入者の貯蓄を保護するというこの考えからは全く逆行する今回の措置の提案だと指摘せざるを得ないんであります。

われわれは、この物価の非常事態に、これで国民が喜ぶとして得々としてこういうものを出してこられた、失敬であります。郵政当局の幹部の皆さん方の頭が何を考へておられるのか疑わざるを得ないのであります。何といたしまして、この異常な狂乱物価のもとで加入者保護すなわち国民の財産を守るためには、こういうやり方では守れるはずはないと思うのです。しかし、もうけるためには何をやってもらふという、そういう根性でこれをおやりになるならいざ知らず、わが国の郵政事業を率いて立たれておられる担当大臣、あなたは先ほどいみじくもおっしゃった、心ならずもということばに私はかすかな期待をつないで、いまあなたの方の翻意を促しながら私見

を交へての質問をしているわけですが、狂乱物価の中で簡易保険というものの将来のしあわせ、福祉をいねがって加入している多くの国民の皆さんの期待にどうこたへ、財産をどう保護されようかと考えておられるのか、所管大臣の考え方をひとつお聞かせいただきたい。

○国務大臣(原田憲君) いまのお説の中にありましたように、将来のためにおもんばかつて掛け金を掛けてみずから保険するという方々にとつて一番重大なことは、その金の値打ちがなくなるというところでございます。いわゆるインフレというものが一番それに災いをするわけであり、したがって、これをなくするということ、これが目的でございます。値打ちのない通貨が多く出るといふことが一つの具体的な要因であります。したがって、いまして過剰流動性の吸収、総需要抑制という政策を実行するためにこの方向をとつたということでございます。異常なときであるだけにこのような策をとらしていただきたい、こういうことをお願い申し上げておるところでございます。

幸い、今日、まあ物価上昇という傾向がやや安定という方向へ向いてきておると先般財政当局からも発表いたしておりましたが、私どもはやはりインフレを抑制する、このことが保険事業の最大眼目である、こういうことから行なつておると、ひとつ御理解を賜りたいのでございます。

いまのような状況下にありますと、せっかく保険に加入しておられる方々の資産が目減りして利益がそこなわれているというところは確かに問題でございます。既契約に対するところの対策といたしましては、積み立て金をできるだけ有利に運用いたしまして経営の効率の向上につとめまして、その利益を剰余金の増額、保険料の引き下げあるいは福祉施設の拡充等によって加入者に還元できますように一そう努力してまいりたいと考えております。

また、今後の対策といたしましては、物価騰貴の影響をなるべく避ける方策として貯蓄部門のな

る保険金の増額保険あるいは保険期間の短い貯蓄保険の開発等が考えられます。また積み立て金を株式中心に投資してその実績に応じて保険金を変動させる変額保険も考えられます。簡易保険といひましては、この変額保険の創設には現在では資金運用面の制約がございます。また種々の困難性も伴いますが、こういう保険を含めまして、物価騰貴に対する加入者保護の対策について種々検討していきたいと考えておるような次第でございます。

○森勝治君 このことについては、私どもは討論の時間を持つてもつと議論を深めたいと考えておりましたが、残念ながらその時間がございませ

ん。したがって私は最後に若干私の考え方を述べて質問を終わりにしたいと思います。

私は先ほどしばしばこの案に対する反対の意思表示をし、その内容をもつていま質疑応答をた

いまの時間まで重ねてまいりました。すなわち、われわれはこの法案には反対であります。しかし当委員会の与野党の構成を見ましても、私の立場からいたしますならば、残念ながら与党の多数をもつてこの法案は可決されるでございましょう。しかしながら先ほどお述べに指摘申し上げましたように、郵政省は国営事業としての簡易保険事業の品位を保持するためにも、この際は、いさぎよくこのような制度実施は取りやめようというふうがよいと思ふのであります。

昭和二十二年の四月一日に行なわれた当時も、教団という美名のもとに隠れて実施いたしました当時も、射幸心をそそるというところで国民の不評を買つてさっぱり売れなくなつてしまつたというこの前轍をまた踏もうとする今日のやり方というものは絶対に拍手や賛辞を送ることはできません。何といたしまして、この異常なインフレから国民の簡易保険を、いわゆる国民の財産を守るために必要と技術的な施策の実現に全力をあげることが簡易保険に対する国民の信頼をつなぎとめることだと私は考えます。

えて、私の質問を終わります。

○山田徹一君 私は、今回の簡易保険の保険金の最高限度額を引き上げる、それが加入者に対する保障内容の充実をはかるためである、このような趣旨についての反対をするものではないと思ふけれども、この限度額を引き上げることがどうして加入者に対する保障内容の充実につながるのか、この関係性を説明してください。

○政府委員(野田誠二郎君) 御承知のとおり、現在、簡易保険の保険金の最高制限額は昭和四十七年五月以降三百万円になっておるのでござい

ますが、これを今回五百万円に引き上げるようにお願いをいたしておるのであります。

私から申し上げるまでもございせん、生命保険の機能としては一応保障の機能と貯蓄の機能、こういうふうに分けられるかと思ひます。現在の社会経済事情の推移等を見ます場合に、生命保険としての保障機能としては三百万円はそれほど十分ではないのではないかと、いふふうにおかれれば判断をいたしております。そのほか全国の加入者からもこの保険金の最高制限額を引き上げるように強い要望が寄せられております。

簡易保険の保険金の最高制限額を一応理論的に分析した場合の考え方といたしましては、先ほど申し上げました保障機能といたしましては、被保険者が死亡した場合の最終医療費、葬祭費及び遺族の当分の間の生計費というものをわれわれ考へておるのでござい

ますが、これが今回御提案申し上げております五百万円といたしましては、なお簡易保険だけでは十分ではなからう、このように考へております。

さらに、そのほか満期の場合の老後の生活安定に必要な額というふうなものを考へました場合でも、簡易保険といたしましては一応最低五百万円程度にまでは引き上げていただきたい。また引き上げることによりましていわゆる生命保険の保障機能の充実をはかる、このように考へておるわけでございます。

○山田徹一君 この最高限度額が引き上げられる

ことになれば、それだけ掛け金も引き上がって行く。最近の団体払い込み金の事故発生の上から見て、掛け金が多くなれば一面それだけ被害額も多額になることが考えられる。そこで大事なことは、このような事故を未然に防止するということが急務ではないか、このように思うわけである。

したがって最近起っている払い込み事故の形態というもののついて局長から説明していただきたい。

○政府委員(野田誠二郎君) いま御指摘の保険料払い込み団体からあります事故、これは当国会でもいろいろ御指摘をいただいております。さらにマスコミ等からも批判を浴びておる部分が確かにあるわけがございます。

私も年間新規契約として四百数十万円の契約を新たに獲得をいたしております。現在保有いたしております契約が約四千七百万円、四十九年度におきまして収納する予定の保険料も一兆三千億をこえるかと思っておりますが、いま御指摘の保険料の払い込みの団体をめぐる事故という御指摘でございます。払い込みの団体も、ほかの個別の払い込みの単独の取り扱いにつきましてもやはりいろいろ事故がございまして、ただ、それに比べました場合、個別の保険の管理の場合よりも団体取り扱いいたしました場合のほうが失効なり解約の成績はいいわけでございます。ただ非常に多かったまっておりますだけに一たん事故が起りました場合に事故の金額が大きくなる、そういう事例はございます。

またもう一つは、いづれにしても団体には新しく入っていただく、あるいは新しく結成する、追加で加入していただく、こういうことがございまして、募集にからまるトラブルがその団体の管理なり何なりの事故としてつながる、こういうケースもございまして、いま御指摘の団体の傾向といたしましては、団体の組成にからまる事故及び集金をいたしました保険料に関する集金事故、集金しました保険料の管理に関する事故、それから旅行あるいは観劇という、要するにその団

体の共通の目的のために積み立てます積み立て金の管理に關します事故、こういうものに大別できようかと思っておりますが、総体の取り扱い件数に比べてまして非常にそういう件数が多いとか、特に最近それがふえてきておる、こういうふうにもわれわれは判断いたしていいわけでありまして。

○山田徹一君 そこで、加入者あるいは団体加入者が保険料を払い込む、この払い込みの方法について法的に定められているものがあるはずですね。これはどういふものがございますか。

○政府委員(野田誠二郎君) 一応、約款で規定をいたしておりますのは、団体は十五人以上の被保険者、しかも契約者が十五人以上ということになっておりますが、これを一団として代表者を定めて、これは約款にそれぞれ規定がございまして、「各基本契約を一団として保険料の併合払込をするものにあつては、保険料の払込について団体取扱の請求をすることができまゝ。」この場合一定の方法がございまして、「代表者一名を定め、その者において、保険契約申込書とともに団体取扱請求書を郵便局又はその派出局員に差し出して下さい。」「保険契約申込書に保険料払込方法及び払込場所の記入を要しませぬ。」「第二項の請求書には、「団体の名称」「代表者の住所」「保険料払込方法」——これには「集金人払込」「郵便局窓口払込」又は郵便振替振替払込」こういうものを記載いたしまして、代表者において記名捺印をいたしまして郵便局に差し出す、こういうことになっております。

なお個別の払い込みにつきましては、集金人に払い込む、あるいは払い込む場所の郵便局の窓口の払い込み、あるいはいろいろな方法もございまして、団体の払い込みにつきましても、いま申し上げましたような払い込み方法がございまして。

○山田徹一君 いまおっしゃったことをまとめてみますと、払い込みに対しては、個人であれば団体であれ、一つは集金人が集金をする、払い込みを受ける。それから二つには、払い込み人が郵便局の窓口へ届ける、契約者が、三番目は郵便振替に

よつて払い込みができる。

こういう三種の形の中で、どの形が郵政省として理想とし、また推進しているのか、その辺を局長答弁してください。

○政府委員(野田誠二郎君) 私ども、この保険料払い込み方法につきまして、特段の優先順位をつけておりませんけれども、最も普通の形というものが集金人払い込みでございまして、団体取り扱いをいたしました場合の割引というふうな特典はございまして、そのほか集金人払い込みだから、あるいは窓口払い込みだから、あるいは振替払い込みだからということ、これに優先順位あるいは異なった取り扱いをいたしてはおりません。

○山田徹一君 集金人については、もとより保険に加入するということは外務員の勧誘によつて加入するのであつて、外務員以外の勧誘はないわけでありまして。したがつて集金人が集金をする、これが保険事業のたてまえとして最も多いあり方だということですね。

そこで払い込み事故が起きて、直接被害を受けるのはだれかといへば加入者でありますね。その加入者の保護あるいは保障の責任というものを一切国が持つてくれるというところに庶民の保険であるこの簡易保険が生きてゐるわけでありまして。そうして集金人の事故があつた場合、あるいはその他の方法で事故があつた場合、これに対しての加入者への保障というものは、たとえどうあるかと郵政省が責任を持つ、こうあつてもいいと思ふんですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(野田誠二郎君) 基本的に申し上げますと、払い込み団体と集金人との間の法律関係というものは、本来的に団体内部の問題で、その態様というものは払い込み団体によつていろいろ異なる事情もあるかと思ふのであります。一般的には団体代表者とそれから集金人との間の委任契約、これに基づいて団体代表者の行なうべき払い込み団体に関する事務のうち、保険料の集金に関する事務を集金人に委託する、このように考へて

おるのであります。

ただ、いづれにいたしましても保険料の集金が行なわれ、これが郵便局にまわつて払い込まれて初めて払い込みとしての効力を生ずることになつておるわけでありまして。したがつて、その払い込みが行なわれる前に事故が生じた場合の責任というものは、先ほどの基本論から申し上げまして、団体内で当然に処理すべき問題と、このように考へておるのであります。

しかし実際に事故が起つた場合には、先ほど御指摘のように、加入者に損害が起きますというところだけでなくて、簡易保険をいたしましても国の信用にもかかわることになるわけでございますので、集金人には身元確実な者を充てるといふふうで、まず事故の防止措置を講ずる、あるいは万一の場合に備へて集金人にたとへば盗難保険というふうなものをつけておくとか、いろいろな事前の予防措置があるかと思ふのでございまして、いづれにいたしましても基本論といたしましては、そういう身元確実な者を国のほうにおきましてあつせんをするとか、あるいは盗難保険を掛けるように指導をいたすというふうなことはわれわれ当然やらなければいかぬし、また現実によつておるわけでございます。ただ、たまたま論をいたしましては、やはり団体内部でそういう点まで十分規制をしてやつていただく、こういうことが筋かと思ふのでございまして。

○委員長(川村清一君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、白井勇君が委員を辞任され、その補欠として寺下岩蔵君が選任されました。

○山田徹一君 この保険法の中で、契約の無効あるいは失効について第二十六条から二十八条までございまして、これを要約してみれば、一つは被保険者の詐欺による保険契約であつた場

合、二つには保険申し込み当時すでに保険事故の生じたことを知っているとき——これは郵政省側、国側です。三番目には保険契約者が保険料を払い込まないで約款の定める払い込み猶予期間を経過したとき、この三つしかうたわれないわけですね。

そこで、いま局長がおっしゃった被保険者の詐欺による保険契約、これは被保険者の側で当然失効あるいは無効になるでしょう。しかし集金人が事故を起こした、集金人が着服した、流用したというような場合は、これは保険申し込み当時すでに保険事故の生じたことを知っているときという、この国の側の責任になってくる。それから猶予期間を経過しても払い込みがなかった、そのために失効になったという分について、ここにこの団体保険の事故問題に連関が出てくるはずなんです。

そこで、この団体というものの保険料の払い込みについては、約款第五十四条に「団体の取扱を受ける団体の保険料は、代表者において、これを取りまとめる払い込んで下さい。」代表者において取りまとめるということが明らかにされてある。かりにこの代表者が事故を起こした場合、加入者は一切信頼をして、しかも契約は国と契約をしてあるのであります。このときの加入者は被害をこうむったわけでありませぬ。この被害に対する責任は、代表者が納めてないからおれは知らぬぞと政府は逃げるわけですか。その点はつきりしてください。

○政府委員(野田誠二郎君) この団体の保険料が、代表者ならば代表者において取りまとめるが行なわれたといえども、これが郵便局の窓口の払い込まれませんでした、保険料の払い込みがあったというふうには国としてはやはり認めるわけにはいかない、こういうことでございます。

○山田徹一君 そうなりますと、この保険法的第一条に「簡易に利用できる」と、いいですか、簡易に利用できる、これがいまの団体保険のシステムになっておるわけですか、簡易なんです。しかも「確実な経営により、」——加入者が被害をこう

むるおそれのあるようなそれが「確実な経営」ですか。責任持たぬ。保険に加入した人にどこに責任があるんですか。

失効、無効の法律的な一にも該当はしませんですよ、加入者に一つも故意はございませんよ。加入者は国と契約しているんですよ、代表者と契約しているんじゃないやありません。代表者の承認、代表者であることを認めたのは国じゃありませんか、その認めた代表者が事故を起こした、被害をこうむったのは加入者、おれは知らぬぞというわけにはいかぬでしょう。この点どうですか、責任を持つべきだと思う。

そこにはじめてこの「簡易に利用できる生命保険」で、しかも国は「営利を目的としない」というたてまえから、国民の福祉をはかるために行なわれる保険じゃありませんか。それを信じて加入した、その加入者には何ら罪がない。しかもその代表あるいは集金人が金銭的なごまかしをやった、そのためにこうむったものは払い込みがないんだからおれは知らぬと、これでは全く営利事業じゃありませんか。

そういうことがあったとしても郵政省は責任を持ちますよ、どうぞ安心して加入してくださいよというところにほんとうのこの法の生きた姿勢があるんじゃないでしょうか。法にうたわれている局長の権限としてそういう姿勢であるべきだと思いますが、どうですか。

○政府委員(野田誠二郎君) 先生のおっしゃいますほんとうの意味が私つかめておるかどうかわかりませぬけれども、この団体の一番本来の姿というのは私職域の団体だと思っておりますが、給与の支払い者が一定をいたしておる、給与の担当者が毎月の月給なり俸給から簡易生命保険の保険料を控除する。これは当然団体取り扱いでございますから割引をいたすわけであります。その保険料をその給与を担当しております職員がもし持ち逃げをした場合、これを簡易保険といいますが国が責任を持ったらどうだということを先生がおっしゃっておるというふうには私理解をしないわ

けでございまして、ただ団体につきましても確かにいろいろ団体がございます。

いま申し上げましたような職域団体で給与の支払い者が同じである、しかもほんとうの意味での職場をともにしておる団体、あるいはこの約款に例示をしております官公署、学校、事務所、工場というふうな団体がございます。先生が指摘をせられておるのはそういう官公署なり学校なり工場、事務所というふうなものでない団体のことを言っておられるかと思うのであります。こういう団体の場合の集金をする人あるいは代表者が持ち逃げをしたとしても、やはりこれは国は責任を負い得ない、これはつきりしておると思っておりますが、そのほかいろいろな団体につきましては問題で、各団体のできまじい態様なりあるいは運営のあり方——あり方といいますが態様、これは千差万別だと思っております。

いずれにいたしましても団体というものの基本的なあり方というのは、冒頭申し上げましたように、やはり団体内部で自律的に規律をしていただくことでありまして、やはり信頼に値する人を代表者に選ぶべきである。かつ、もし集金人をその代表者が委任をする場合には、その集金人についてはやはり身元の確実な人であり、また何か事故があった場合には責任を負えるような保険とかそういう措置を講ずべきであらう、このように思うのであります。私が申し上げておりますのは標準的な団体について申し上げておるわけでありまして、この団体のでき方いかんによってはやはりいろいろ問題もあらうかと思っております。

○山田徹一君 私は、どの団体がいいとか悪いとか、そういうことでお尋ねしているわけじゃないのです、筋論を話しているのです。

現実には数多くのいろいろな団体の申し込みがありまして、起きています問題は、代表者が取りまとめて、ほんとうに集金人に渡しているという形が正常なわけですよ、そういう法になっているわけですよ。ところが、その間に先ほどのような任意

の会社をつくったりして、あるいは協会ができたりにして、取りまとめる仕事まで代行して、そうして払い込みをやっている例のほうが多いわけですよ。代表者というものは名前だけですよ。そういう姿を黙認して、そうしなければ取りまとめるためにような団体をも黙認して、保険料を上げるために契約をたくさん取るためにかもしれぬが、そういうふうな姿勢がこれほどこの責任かといえは、純真な末端の加入者じゃないですよ、国のやり方ですよ、これは。郵政省のやり方ですよ。そこを黙認しておいて、事故が起きた、それはおれは知らない、そんなばかな簡易生命保険法じゃないと私は思うんです。

そこで、たとえどんなことがあっても加入者の被害は責任を持つ。そして集金の代行をやった連中の悪質な者に対して、先ほど話しておられたように、訴えようが逮捕しようがどうしようが、それは国のやることです。加入者には関係ない。加入者は被害をこうむって生活不安におちいるんじゃないやありませんか、損害を受けるのは加入者じゃないやせんか。その加入者は守るぞというところにほんとうのこの保険の意義があるんじゃないですか。そうならたら国で責任を持つべきである。先ほども都信用ですが、あれは一億でしたか、一億からの持ち逃げだ、それに対して加入している人たちの分は責任持ちますと、こうあんなはおっしゃった、先ほどの答弁で、そうでしょう。ところが、そういう額でない小さい分は責任を持たない、そんなばかなことがあります。すべてに持つべきだと私は思う。そのかわり、そういう事故の起こらないようにするためには、この約款にきめられているとおりの外務員の勧誘、団体の加盟、こういう受け方を厳重にする以外にこの防止はできないと思っております。いかがでしょうか。

○政府委員(野田誠二郎君) 先生のおっしゃいます本人の責めに帰し得ない事由によって加入者なり何なりが損害をこうむる、こういうことの絶対にならないように私ども今後やっていきたい、このように考えております。

したが、先生がおっしゃってあります。国の責任という形、意味に過ぎません。私どももこういふふうには理解したいわけであり、ただ法的にこれは当然の責任だからといひ、また、団体の代表者は国の職員でもありませんし、また、監督にも服していないわけであり、また、ただ責任だけを負うという、そういう意味の法的な問題としてではなく、ただ団体に所属してあります。簡易保険の加入者については損害がないように国としてできるだけの手を尽くしていきたい、そういう意味での責任を果たしていきたい、こういうふうに考えます。

○山田徹一君　それで団体の代表者が取りまとめをしないで、そして加入者協会ができて、加入者協会の職員がその取りまとめをやっている、かわりをやっている、そういう姿では団体の代表者が云々というこの条文に空文になってしまふ、そんなことを許しておれば、許しておれば空文じやありませんか、なぜそのところを厳格にやらないんですか。そうすれば事故もなくなっていく。そういうあややな代表者が自分の名前だけを出して引き受けられない、それをも団体として認める、その姿勢が問題じゃないですか。この法ののとおりやればいんじゃないですか、そうすれば責任は持てるんじゃないでしょうか。

都信用、あれは個人の会社である、協会は今度は郵政省の認可した公益法人ですよ。その認可した公益法人が集金事務を営業とする、そういう内容になっておる。それは認めていくわけでしょう、おたくのほうは、認めているというところは直接ではないにしても、十分かたい集金人にかわりはないですよ、認可しているんですから、認めているんですから。代表者でやるべきものをやらなくて、こちらのほうでやる、協会のほうでやらせることを認めているんですから、その責任というものは郵政省にあるんじゃないやしませんか。それで起こった事故はどうなるんですか、加入者に対する責任は持ってくれますか。

○政府委員(野田誠二郎君)　先生のおっしゃいます。

す、質問の趣旨があるいはよくわかっていないかもしれないんですが、私も、この法律なり法律に基づきます。約款の趣旨に従って現在保険料払い込み団体の組織なり運営を規制し適正化して、いっておると思いますが、非常に行き過ぎたりいろいろしました。団体の組織なりあるいは管理等を本来あるべき姿に戻そうということで、四十五年ごろ以来、いろいろ御指摘を受けておる点について改善を加えて、まだ決して十分ではありませんし、いろいろ問題点も残っておりますかと思ひますが、そういう形で運営をしてきておるわけであり、ただ団体の代表者が集金等をほかの人に委託をしてはいけなないという形の規制のしかたもできないと思ひます。また百人なら百人程度の団体が千人なら千人ぐらいの団体に連合体をつくって何か一緒に行事をやろうかということも、むしろ規制するより歓迎してもいい場合もあるかと思ひます。

いづれにしても、問題は、たとえば集金人について、あるいは郵便局に対する払い込みについて、あるいは積み立て金の管理なり行事の企画、実施等について、最終的には簡易保険のこの契約にしろんなトラブルが起らないように、加入者に迷惑にならないように措置をしていけばいいのではないかと思ひます。特に簡易保険加入者協会が受託しております団体の集金なり何なりについて、先生が御指摘のようなそれほどこいふいろいろなトラブルが起っており、非常に不都合であるというふうなふうにも私もいまの時点では理解をいたしております。

○山田徹一君　時間も限られておりますので、この問題はもっと話をしてみたいと思ひます。しかし、いづれにしてもこの行き過ぎがあった。こういう払い込みに事故が起るということ、は四十五年に塩田議員から指摘された当時はまだなかった、表に出てなかった。ところがとうとう起きちゃった。そうすると四十五年に指摘したことをすなおに受けて、勧誘に対する無理な増強、こういうことは一度も指示したことはないの

か。こういうところを心配するわけですが、ありませんか。

○政府委員(野田誠二郎君)　いろいろな見方なり御批判はあろうかと思ひますけれども、私も、現在のこの機構なり定員なり予算の中でのいろいろな問題をかかえながら、簡易保険の一、二年は少し下り坂になっておりますが、四、五年間の経営の状態というのはいまはまずまずかなるうか、このように考えております。

○山田徹一君　あのね、少しダウンしているが、いじょうぶと、そうはいかないと思ひます。聞くところによると外務員の自衛を呼びかけたというところも聞いておりますけれども、ここに私の手元にあるのを読んでみましようか、これは四十六年五月ですよ、三年ほど前。その中の一端を読んでみますよ。

「団体件数は、普通局三・六〇、特定局一四・六〇——中略——の進捗状況であり、このままでは、上記指標に達することは、きわめて困難であると思ひます。つきましては、これらの状況を十分に考慮され、組成および追加加入について、今後の推進予定件数を再検討いただき、この消化に格段の努力を払われますようお願い申し上げます。」そして「保険料団体払込制度の趣旨を逸脱し、これが運営上問題を生じようとする団体の組成は行なわれないよう、特に注意されるところに、下記各項を参考とし、「職員へきめこまかい指導をしてほしい。そこで「常加入者に対し」「払込団体の組成はもうだめだと最初から決め込んではいないか。」ずっと飛ばして「周知の徹底を行なえば、団体払込制度の利点、特色から、住民の連帯感等とは無関係に組成の促進は可能と考えられますから、常に団体払込制度のPRに努め、払込団体組成の基盤を培養する」というように——次にまだまだありますよ「母体となる組織の幹部に対する接触は十分か。」とか、こういう通達が出ています。

ああっているんですよ、これ。事故の起るもとでしよう。不十分な、代表者の資格もないよう

な、名前だけ出しておけばいいというふうな形を自然につくらせるような推進ぶりになっているんですよ。そこに問題が起きていることも一つの事実です。これらは一切この約款あるいは法をほんとうに守りさえすれば私は事故は未然に防げると思ひます。そういう点にどうかひとつ十分心してやってみてほしいと思ひます。

いまの国の責任という問題については、どうしてもそうあるべき形だと思ひますし、今後とも論じていきたいと思います。

次に、森議員からもこの割り増し金の保険については強く反対がございましたが、私も同じ意見です。そこで、これを推進する大臣あるいは局長、またうしろのほうにいらつしやる課長の方々は、自分もそういう割増金付の保険に加入しますかどうか。——局長から。

○政府委員(野田誠二郎君)　私も大体もう最高額まで入っておりますし(笑)簡易保険の職員も大体そういう状況だと思ひます。もうあんまりこれ以上入れないかと思ひます。くじ付を買えるかどうか、個々の場合よくわかりませんが、けれども、簡易保険局の職員にしましては、上がった場合には当然それに入るかと思ひますけれども、いまのところ大体一ぱいじゃないかならうかと思ひます。

○山田徹一君　笑い話じゃありませんけれども、そのように、どちらかといへば積極的になつていらつしやらないのですよ、腹の中は。大蔵大臣が言うから、しようことなしにということになりますよ、先ほどの大臣の答弁を聞いていても、それほど悪法なんだということをお覚して一日も早くこれを取りやめる、これを私は望むわけです。

時間の関係上、これで質問を終わります。

○国務大臣(原田憲君)　私は買います。この間も簡易保険に入つて満期になったやつを貯金に振りがえたり……

○山田徹一君　ダブつていますか。

○国務大臣(原田憲君)　ダブつていません。先ほど申し上げましたように、これをどんどん

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（川村清一君） 御異議ないと認め、さう決定いたします。
本日は、これにて散会いたします。

第二五一〇号 昭和四十九年三月二十二日受理
有線放送電話の制度改善に関する請願
請願者 長野県佐久市大字塚原八〇一ノ一
ノ一中佐都農業協同組合長 上原

請願者 長野県南佐久間郡小湊町大字豊

七十七 富吉沙越外九十四名

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六七六号 昭和四十九年三月二十五日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(二十九通)

請願者 三重県阿山郡大山田村大字平田大

山田村長 山本清外五百十九名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六七七号 昭和四十九年三月二十五日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(六通)

請願者 佐賀県伊万里市大川町大川野三、

七七九大川農業協同組合長 宮本

岩見外七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六七八号 昭和四十九年三月二十五日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(二通)

請願者 宮崎県都城安久町六、六二〇中

郷農事放送農業協同組合長 堀之

内久男外二十一名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六七九号 昭和四十九年三月二十五日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(六通)

請願者 神奈川県平塚市八重咲町三ノ三平

塚市中央農業協同組合長 加藤一

郎外六十一名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二七八〇号 昭和四十九年三月二十五日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(十通)

請願者 山梨県東八代郡境川村境川村長

高野正夫外百七十四名

紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六八一号 昭和四十九年三月二十五日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(十二通)

請願者 愛媛県上浮穴郡小田町大字立石

黒田宗男外百四十九名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六八二号 昭和四十九年三月二十五日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(十二通)

請願者 愛媛県今治市杵田甲二八三 三宅

徳三郎外百四十八名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六八三号 昭和四十九年三月二十五日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(二通)

請願者 山口県豊浦郡豊浦町大字宇賀八、

四六八 永藤誠一外十四名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六八四号 昭和四十九年三月二十五日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 鳥根県兼川郡佐田町大字一窪田

一、一九七 三島雄太郎外十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六八五号 昭和四十九年三月二十六日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 山口県岩国市大字多田一、二七七

岩国西農業協同組合長 中井延外

十名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六七七号 昭和四十九年三月二十七日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩

二、一九七 片桐正外六十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六七八号 昭和四十九年三月二十七日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 長野県上田市大手二ノ三ノ三上田

市農業協同組合長 清水清外十一

名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二六七九号 昭和四十九年三月二十七日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 新潟市赤塚二、二四五 原田平外

九名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二七八四号 昭和四十九年三月二十七日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(二通)

請願者 山口県玖珂郡美和町美和町長 相

川勉外四十二名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二七八六号 昭和四十九年三月二十八日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 長野県小県郡青木村社団法人青木

村有線放送電話協会会長 宮原平

一外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二七八三号 昭和四十九年三月二十八日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 山口県厚狭郡山陽町植生 村上忠

外十名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二九〇〇号 昭和四十九年三月二十八日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 山口県柳井市日積五、二五八 池

本順輔外十名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第二五〇九号 昭和四十九年三月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 千葉県八日市場市椿町一、六九〇

椿簡易郵便局内 小林茂夫

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線放送電話の制度改善に関する請願(第

二九六六号)(第二九六七号)(第二九六八号)

(第二九六九号)(第三〇〇三号)(第三〇八三

号)(第三一〇七号)(第三一〇八号)(第三一六

六号)(第三一六七号)(第三二四〇号)(第三二

四一号)

一、郵便物の滞貨解消に関する請願(第三二一

六号)

一、簡易郵便局法等改正に関する請願(第三二

四二号)

第二九六六号 昭和四十九年三月二十九日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 山口県玖珂郡美和町大字秋掛一、

七〇二 貞時博外十名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二九六七号 昭和四十九年三月二十九日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 長野県小県郡東部町東部町長 百瀬豊善外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二九六八号 昭和四十九年三月二十九日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(九通)

請願者 秋田県南秋田郡井川村北川尻字中村四七 伊藤貞二郎外百四十二名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二九六九号 昭和四十九年三月二十九日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願(二通)

請願者 山口県玖珂郡錦町広瀬 森浴敏雄外二十名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三〇〇三号 昭和四十九年三月三十日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 長野県小県郡真田町真田町長 宮島静男外八名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三〇八三号 昭和四十九年四月一日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 長野県小県郡長門町長門町長 小林茂夫外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三一〇七号 昭和四十九年四月二日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 山口県吉敷郡秋穂町東六、二五八秋穂農業協同組合長 吉田善治外十名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三一〇八号 昭和四十九年四月二日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口御代田町有線放送農業協同組合長 大井種雄外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三一六六号 昭和四十九年四月三日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町豊北町長 平井正一外十名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三一六七号 昭和四十九年四月三日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 長野県埴科郡戸倉町大字若宮四三七ノ二戸倉町農事放送農業協同組合長 村山正雄外十四名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三二四〇号 昭和四十九年四月四日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 山口県長門市俵山俵山農業協同組合長 山本茂外九名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三二四一号 昭和四十九年四月四日受理

有線放送電話の制度改善に関する請願

請願者 長野県小諸市甲三、一三五ノ四小諸市有線放送農業協同組合長 塩川藤一外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三二一六号 昭和四十九年四月二日受理

郵便物の滞貨解消に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟県議会議長 外山勘兵衛

紹介議員 佐藤 隆君

郵便物の増大に即応した人員の適正配置を行い、滞貨及び遅配を解消するよう強く要望する。

理由

最近における郵便物の滞貨とその著しい遅配は、国民の日常生活に大きな影響を及ぼしている。このことは、情報化時代にあつて、郵便物が急増しているにもかかわらず、物量に相応した人員の適正配置がなされていないことに大きな原因がある。

第三二四二号 昭和四十九年四月四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 静岡県榛原郡榛原町細江二、八二二ノ二榛原細江簡易郵便局内 大石信子

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。